

平成 2 6 年舟形町議会
第 4 回定例会会議録

舟形町議会

平成26年12月 3 日（水曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成26年舟形町議会第4回定例会第1日目

平成26年12月3日(水)

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会委員長 佐藤 順子
総務課財政管財班長 小野 芳喜	選挙管理委員会書記長 中山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の請願

請願第6号 農協改革に関する意見書の提出についての請願

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 おはようございます。会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。

それでは、一同ご起立をお願いします。国旗、町旗に礼。

お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長が指名します。4番佐藤広幸君、8番八鍬太君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期については、さきに議会運営委員会が開催され協議されております。その結果について八鍬太委員長より報告を求めます。

8番 それでは、私から、去る26年11月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、12月定例会の会期について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。平成26年12月舟形町議会定例会の会期は、本日12月3日から12月5日までの3日間とすることと決しましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま八鍬議会運営委員長の報告のとおり、12月3日から5日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から5日までの3日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願

議長 日程第5 本期受理の請願を議題といたします。

請願第6号 農協改革に関する意見書の提出についての請願を議題とします。

請願第6号について、紹介議員、朗読説明をお願いいたします。

2番 おはようございます。

それでは、請願の朗読をしたいというふうに思います。

受理番号6。受付年月日、平成26年11月19日。件名、農協改革に関する意見書の提出についての請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、山形県最上郡舟形町舟形273-1、新庄もがみ農業協同組合代表理事組合長、安食賢一。紹介議員、奥山謙三。

趣旨、政府は、本年6月改定の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けた農協改革の推進を決定し、次期通常国会への農協改革に係る関連法案を提出すべく、改革の具体化に向けた検討を行っております。

これに対し、JAグループは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組むこととしております。

我々は、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しております。今後とも総合事業を展開することにより、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことこそが、JAグループが目指す基本方向であります。

つきましては、地域農業や農業振興に果たしてきたJAの価値・役割をご理解いただき、真に農家組合員の所得向上と地域の活性化につながるよう、政府に対し下記の事項について意見書の提出をお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

記、政府は農協改革に係る法案づくり等を進めるに当たり、JAグループの自己改革を踏まえ、次の事項を反映させること。

1、地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置づけ、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。

4、自立したJAの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上であります。ご採択いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、請願の件につきましては、8番八鍬議員よりご発言をお願いします。

8番 本期受理の請願第6号につきましては、総務振興常任委員会に付託をし、今期会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、請願第6号は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第6号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定をいたしました。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第4回の12月定例町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、11月21日に衆議院が解散されまして、きのう公示、本日からは期日前投票が開始されます。そして、14日に投開票が行われるわけであります。今回の選挙、アベノミクスが問われる選挙で、今後の政局を注視するとともに、これからの国の補正予算にも対応してまいりたいと考えております。

解散の翌日、長野県北部で最大震度6弱の地震が発生しました。24日現在の住宅被害は、白馬村を中心に全壊47棟、半壊94棟などとなっておりますが、幸運にも死者は出ていないようであります。集落内における共助が命を救ったとの報道が連日のようにされております。町といたしましてもなお一層自主防災組織化に努め、有事の際のいち早い共助ができる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税の現状であります。ことしから納税額の半額相当分をお返しすることとしたこと、あるいはインターネット決済でふるさと納税ができるようにしたこと、さらに、牛肉、お米などのお返しの品の充実を図ったことから、11月24日現在で約4,300万円と例年の20倍に迫る勢いでふえており、今事務に追われている状況であります。

さて、11月20日現在、最上総合支庁発表、管内の生育概況についてであります。水稻は、東北農政局の発表によりますと、10月15日現在、最上地域の作況指数104のやや良、1等米比率92.2%、つや姫の1等米比率98.0%と高い値となっているようであります。また、大豆の作柄は平年を上回り、ソバの刈り取りは終了し、平年並みを上回っているようであります。ネギの収穫もおおむね終了いたしました。

しかしながら、良好な生産状況とは裏腹に、逆に在庫米が積み上がったため、本年度産米の概算金、はえぬきで8,500円、つや姫で1万2,500円と大幅に引き下げられました。平均的な農家

の生産費が10アール当たり1万4,000円程度、5ヘクタールの大規模農家でも1万1,400円となっておりますので、採算ラインを割る水準となっております。このまま続けば、収入減少影響緩和対策の発動あるいはコスト削減に努力したとしても農業経営は立ち行かなくなり、営農意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大、水源涵養、景観形成、文化の伝承などが危惧され、本町の人口減少にも拍車がかかるおそれがあります。

山形県は、9月19日、北海道東北地方知事会名で、米価下落対策についての緊急要望を行っております。町としても、国・県の対策を注視しつつ、歩調を合わせながら必要な対策を講じていく考えであります。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、9月定例議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

1つは、「ふながたプロデュース 舟形の花嫁 お見合い大作戦」であります。このお見合い大作戦を、10月4日、5日に開催いたしました。昨年の参加者を中心にした「フナコン実行委員会」を5月に発足させまして、イベントに向けての検討を重ね、舟形らしさを随所に盛り込めるように当日に向けて準備を行ってまいりました。男性参加者については5月から募集を行い、22名の参加がありました。女性参加者の募集については7月から始めまして、県内はもちろんのこと、全国各地から参加していただけるよう、インターネットの活用、関東・県内のイベント会場でのPR活動を行ってまいりました。また、報道各社にも取り上げていただいたところ、県内外から9名の女性参加者がありました。当日は200名を超える町民の方から歓迎をいただき、昨年のテレビ番組を参考にした内容による婚活イベントを行った結果、8組のカップルが誕生いたしました。今後も、成婚につながるようサポートを続けてまいりたいと思います。

2つ目が、11月1日、舟形町町制施行60周年記念式典を舟形小学校で開催しました。特別功労の部39名、自治功労表彰の部9名、感謝状の部4名の団体、個人の方々に表彰を行いました。当日は、舟形ほほえみ保育園年長組の鼓笛隊演奏によるオープニングに始まり、小中学生の代表による将来の夢の発表、6年生による若鮎太鼓、中学生の吹奏楽部による演奏が記念アクションとして発表され、縄文の女神ストーリー大賞の表彰も行われました。また、式典には、阿部前衆議院議員をはじめ、最上管内の市町村長、歴代の町長さんなど、296名の来賓の方々のご出席をいただきました。

3点目が、最上小国川流域治水対策と内水面漁業振興であります。

10月8日、山形県庁において、「最上小国川流水型ダム建設に伴う治水・環境対策と内水面漁業振興等に関する協定」を、山形県、小国川漁協、舟形町、最上町の4者間で締結いたしました。また、「最上小国川流水型ダム建設に伴う漁場環境の保全に関する覚書」については、山形県と小国川漁協との間で締結をいたしました。このことによりまして、最上町の赤倉温泉

上流に建設予定の流水型ダムが建設される運びとなり、山形県では、最上小国川流水型ダム堤体工事の一般競争入札の公告を11月18日に行っております。

4点目が、舟形町農林水産物処理加工施設の落成式であります。

10月26日、富長交流センターにおいて、舟形町農林水産物処理加工施設の落成式を信夫議長さんをはじめ多数の方々のご出席をいただき、開催いたしました。このたび完成しました加工施設は、舟形町の農林水産物を活用して、生産・加工・販売の6次産業化により高付加価値化を図り、地産多消を目指すものであり、地域力の向上、舟形町のPR、さらには所得や雇用の拡大を図るものであります。

また、落成式終了後は、同じ富長交流センターにおいて、「ふながた新そば味覚祭り」を開催し、約250名の来場をいただきました。

そして、小国昭氏、伊藤寛次郎氏、石川繁太郎氏の叙勲受章についてであります。

11月3日、秋の叙勲において、元日本国有鉄道職員小国昭氏が、長年にわたって自治体などの公務、公共の仕事に従事したとして瑞宝双光章を受章されました。また、10月31日には元町議会議員伊藤寛次郎氏が、12月1日には元町議会議員石川繁太郎氏が、長く町議会議員を務められた功績を章する高齢者叙勲を受章されました。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件であります。承認案件1件、平成26年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について5件、条例の設定について2件、条例の制定について5件、以上13件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

2番 おはようございます。

それでは、一般質問を行いたいというふうに思います。

まず最初に、「健康寿命を延ばすための介護予防の充実を」と題しまして行います。

舟形町の現状と将来予測は、高齢化率が、平成26年が33.7%、団塊の世代が75歳以上になる2025年、平成37年には推計で44.5%であります。また、介護認定者数、平成25年においては396人、これが2025年の推計では509人であります。さらに、ひとり暮らし高齢者世帯、老人夫婦世帯の増加、認知症の増加、少子化の問題などがあります。

現在、第6次介護保険事業計画を策定中です。介護の必要な方に、その人に合った介護サー

ビスを活用し、安心して生活をしていただくとともに、2025年を見据えて、改めて健康づくり、介護予防活動が重要であると感じております。高齢者ができるだけ長く生き生きと活動的に暮らせるために、町でもいろいろな健康づくりや介護予防に取り組んでいるものと理解しております。

今、高齢者が住みなれた地域で引き続き自立した生活が送れるように、その人の状態に応じて健康増進、医療、介護予防や住まい、生活維持のための支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括システム」の構築が求められております。

このことは、介護予防だけでなく、社会体育、地域づくりなどが絡んでいます。税務福祉班、教育委員会（B&Gも含みます）、まちづくり課、社会福祉協議会、舟和会、徳州苑等を網羅した組織を立ち上げ、対応について話し合いを行い実行することが大切と考えます。

さらに、健康増進の拠点施設としてトレーニングルームを設置、トレーナーを置き、運動プログラムを作成、指導を行い、健康増進に寄与させる。

次に、各町内会にも「運動普及推進員」を置き養成し、健康づくりを地域の中で普及し、地域の健康づくりを通して地域づくりにも貢献できると考えます。

このたびの一般質問を要約しますと、1つが、健康づくりを進めるための横断的組織の立ち上げ、例として「町健康体力づくり推進協議会」等であります。

次は、健康づくりをするための拠点施設の設置、これは、具体的にはトレーニングルーム等であります。

次は、各町内会に運動普及推進員を置く。

以上について町長の考えを伺います。

次は、「地方創生」を知るというような題で一般質問を行います。

今年度、新たに政府は、地方創生に弾みをつけるため、独立の担当省を設置しました。

しかしながら、地方創生省ができてから日が浅く、実際に地方がその趣旨にどのように取り組めばよいのか、極論すれば暗中模索の状況にあると思います。

私は、一極集中、人口減少、超高齢化、過疎化の地方において、将来を見つめ、可能な限り有益な諸制度を導入し行政に反映させなければならない責務の一端を感じています。

そこで、一方法として、地方創生が目指すものとか地方創生事業の内容をつぶさに勉強する機会が欲しいと思っています。勉強会には、市町村単位の開催でなく、最上広域圏事業の一環として、担当大臣もしくは指導官等を招聘し、行政、そして議会対象に、より多くの参加をしていただいて行ってもらいたいと思います。このことについて、町長から提案していただきたいと考えます。以上です。

町長 それでは、2番奥山議員の「健康寿命を延ばすための介護予防の充実を」の質問にお答えします。

地域包括ケアシステムについては、団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、重度の要介護の状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防などの生活支援が一体的に提供される仕組みを地域の実情に合わせてつくる必要があるものであります。

このたびの第6期介護保険事業計画策定の内容にも反映されることであります。今現在、内部で、方法、取り組みについて検討しているところであります。

ご質問の1点目である、健康づくりを進めるための横断的組織の立ち上げをということであります。

「運動こそ健康な人生の秘訣」と言われるように、運動は健康づくりの必須条件であり、町民の健康づくりは町の政策の重要課題であります。このことから、町では、平成9年に舟形町健康づくり協議会を設置し、地域の実態に対応した健康づくり対策を推進するため、最上保健所長、医師などの学識経験者をはじめ、老人クラブ、町内会、衛生組合長さん、そして民生委員、食生活改善委員の代表、さらに教育委員会のBG職員などの委員構成により、健康教育、健康管理、体力づくりなどの一体的な健康づくり業務・活動について協議をいただいております。

しかしながら、この協議会、実態としては年1回の会議にとどまっており、形式的な一面になっていることとの認識もしているところであります。ただ、今の奥山議員さんの申される新たな組織化の方向ではなく、この委員会の見直しを含めた中で、地域の実情に合った健康づくり事業展開に生かされるような協議母体にしてまいりたいと思います。

2点目の「健康づくりをするための拠点施設の設置」についてであります。

2番議員が要望される施設としては、名称的には、役場と隣接する保健センター、あるいは猿羽根山体験実習館のトレーニングセンターが挙げられます。しかしながら、保健センターにつきましては役場庁舎的な活用になっており、汎用性も広範な状況であります。また、猿羽根山体験実習館のトレーニングセンターにつきましては、ジム機材など若干設置されております。主に体育館としての利用がほとんどとなっており、宿泊施設でもあることから、学生の合宿場所としての交流人口を想定したものになっております。

町では、町民の健康増進を図るため、保健師、介護、交通安全の担当部署と連携して、介護予防教室、交通安全教室などの開催の折、社会教育担当職員が地域に出向いて、軽スポーツを通しての町民の健康・体力づくりの保持増進のため、町民が体を動かすきっかけづくりに取り組んでおります。また、町内会でスポーツを取り入れた行事については、少額ではありますが補助制度を設け、町内会独自のスポーツ活動についても支援をしているところであります。

現在、生涯学習センター、堀内環境改善センター、また、交流センターとして活用されている旧小学校は、そうした行事の利用可能な拠点として十分考えられる施設であります。大事な

のは、地域住民が健康づくりの意識を高めていくことであり、施設利用の充実が図られるもの
と思いますし、そのためにも、こうした社会体育面での活動を今後とも継続していく考えであ
ります。

次の3点目の「各町内会に運動普及推進員を置く」という考えであります。

今現在、町に10名のスポーツ推進委員を委嘱しております。これは、国のスポーツ基本法に
基づく非常勤職員であります。町のスポーツ推進のための事業実施にかかわる連絡調整、並び
に住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導助言を担う委員であります。

さて、各町内会に運動普及推進員を置くことについては、それぞれの町内会の全般的な機能
にもかかわることもあります。高齢化が進み、活動可能な若い世代がいない町内会もあるなど、
町内機能の現状も配慮しなければならないと思います。そうしたことを考え合わせますと、先
ほど申しあげましたスポーツ推進委員の活動充実、関係部署との連携を強化し、それぞれの部
署での住民ニーズを持ち寄り、対応を検討しながら町内の実情に応じた対応を講じていくこと
が、現段階では肝要というふうに考えております。

町では、元気な高齢者をふやすための支援として、誰もが参加できる町内会での介護予防教
室を開催しております。B&G職員の指導を得ながら、健康講話、しゃんしゃん体操、輪投げ
などのレクリエーションを取り入れた事業を実施しております。さらに、教育委員会・B&G
共催による健康ウォーキング教室を年に数回実施しておりますが、老若男女誰でも参加でき、
好評を得ております。

また、ある町内会では、冬期間の運動不足解消、地域のコミュニケーションづくりのため、
卓球など軽スポーツを行っている事例もあり、全地域においてこのような取り組みが広がれば
と期待するものであります。

健康寿命延伸のための介護予防については、特に、健脚を保っている方とそうでない方では、
年を重ねるほど健康維持の面において違いが出てまいります。町では、介護度はつかない運動
機能の低下が見られる虚弱高齢者を対象として、冬期間に、下肢を中心とした筋力アップ運動
などを行っております。今年度は40名ほどの申し込みを受けております。12月から2月まで、
12回1クールで3地域の会場に分かれて行っておりますが、ここでは、光生園、徳州苑の理学
療法士、作業療法士に委託することで、専門的なりハビリ指導により効果の高い事業となっ
ております。年間を通した実施を希望する声もあることから、27年度に向け調整を行ってまい
りたいと思います。

続いて、2つ目の「地方創生を知る」についてのご質問であります。

去る9月3日、第2次安倍改造内閣で、石破茂地方創生担当大臣が誕生しました。そして、
安倍晋三首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が同日発足いたしました。初会
合では、国民が誇りを持ち、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができる地

域づくりを進めるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解決という3つの基本的視点から、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくり、また、経済の回復を全国津々浦々で実感できるようにしていくとの基本方針を決定しております。この本部が、地方創生の司令塔としての機能を持つこととなります。

さて、地方の人口減少抑制を目指す基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」案が9月29日に国会に提出され、その後、衆参院本会議で可決、成立をいたしました。この法案には、「人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度な集中を是正する」と明記されており、2015年度から5年間で取り組む人口減少対策の基本的方向や、2020年時点の達成目標を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくると規定しております。この総合戦略は、人口減少克服・地方創生の観点から、制度・政策を総点検し、改革を実施するための2015年度から5カ年にわたる施策の基本的方向を示すもので、50年後に1億人程度の人口維持のための「長期人口ビジョン」とともに、年内に取りまとめることとしております。

また、都道府県及び市町村に対しても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務として課せられ、国からは各自治体に対し、平成27年度中に自治体の人口動向の分析と将来展望を示す「地方人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定するよう求められているところであります。

町としても、今後これらの計画策定、地方創生施策に取り組む上での情報収集は欠かすことのできないプロセスになることから、国や県、他自治体等の動向について注視していかなければならないと思います。一方で、能動的に情報収集を行うための学習会の企画・開催についても検討する必要があると考えますので、管内自治体が連携しての開催提案、県による開催などについての要望をしていくとともに、参集範囲についても広く参加できるような学習会を提案したいと思います。

議長 再質問を許可いたします。

2番 まず最初に、平成9年に、舟形町健康づくり協議会を設置したというふうなことで、ただ、その活動についてはちょっと低迷しているというふうな回答であります。なぜこの組織が低迷したのか、この原因等についてお聞きしたいと思います。

町長 平成9年に舟形町健康づくり推進協議会設置要綱であります。これの目的あるいは役割というふうなものがあるわけであり。目的については、いわゆる地域の実情に合った健康づくり対策をするというふうなことと、役割については6点ほどあるようであり。1つは健康診査・健康管理事業に関すること。それから健康教育・健康相談に関すること。3つ目が健康・体力づくりに関する各種団体の育成に関すること。それから4点目、健康・体力づくり県民運動推進に関すること。そして5点目が老人保健法に基づく保健事業に関すること。さらに

6点目が保健センターの運営・管理に関すること。というふうな役割のもので設置されたようでありまして、先ほど答弁にもありましたけれども、健康・保健事業あるいは健康診査事業、これは、それなりに他管内から比べても舟形町はいいだろうというふうに見ますし、ただ、この健康づくり推進協議会の中で、体力というふうな面ではいまいちなのかなという感じもしないわけではないという現状ではないかなというふうに思っています。

2番 回答の中にも町でいろいろな施策を行っているというようなことについては、十分理解はできるんです。ただ、その中で、では、その該当者である町民がその健康づくりに対する意識が高まってきているのかというふうなところを考えていくと、非常に高まっていないような感じがするわけでありまして。そうした中で、行政が果たす役割というのは、1つは、やっぱり旗振り役になるのではないかなと。いかにして町民の方々に健康に対する意識を持っていただくかというふうなきっかけづくりが、行政が担うべきところになるのではないかなというふうに感じるわけでありまして。

そういった中で、健康づくりに参加すると何かメリットがある。要するに、若あゆ温泉の入場券がもらえとか、こういうふうな活動に何回参加すれば何かをもらえという、もう少し遊び心的な要素も取り入れてもいいんじゃないのかなというふうな感じがするわけでありまして。

参考にしているのが、最上町であります。最上町については病院等があるというふうなことで、あそこの病院等の拠点施設の中に、フィットネスのような本当にすばらしいガラス張りの体力づくりをするための施設があり、そこには専門のスタッフがいて、その人その人に合った体力づくりをサポートしているというふうなことであります。そして、組織についても横断的な組織があって、その代表に町立の病院長がなっているというふうなことも聞いております。よもや最上町のようにしろとは言いませんけれども、どこが違うのかなと比べると、町民への働きかけ、意識づけをうまくやっているなど、話を聞いて感じてきたところでありまして。そういった中での一方法として、横断的な組織。この中には、私的には、舟和会なり徳州苑等も入れて、その協議会の中でどういうふうな働きかけをしていくのかというところを話をきていただきたいなというふうな感じがしたものですから、今回一般質問をしたわけでありましたが、もう少し、今のこの町が行っている施策にどのような感じを持っているのか。これによしとしているのか。それとも、今後はもう少し考えていくというような考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

町長 私は、社会教育あるいは社会体育、いろんな事業、町民の開催に出席する中で、開口一番言う言葉があります。「私たちの人生最大の仕事、任務は健康であります」と、「健康にまさるものはない」と、「誰もが健康で老いていきたい」ということを申し上げておりますので。まず何ととっても、健康を自分でするという強い決意がないと、なかなかできないだろうとい

うふうに思います。

したがって、舟形町の健康づくり推進協議会ではありますが、先ほども体力面というふうなことでちょっと申し上げましたけれども、翻って、この社会体育のB&G海洋センターでありますけれども、私は決して他市町村からも見劣りはしない社会体育の運動機能を持っている事業を展開していると。いろんなプログラムを教育委員会に見せてもらいましたが、BG事業もありますし、あるいは体育協会、あるいは各種のそれぞれの団体、それなりにやっているように思います。少子高齢化・人口減少の中でもありますけれども、それなりに最上郡でも社会体育の面は各段多い事業を展開しているのかなと。ただ、それを組織的にというふうになりますとなかなか難しい面もありますので、先ほど2番議員も言ったとおり、この健康づくり推進協議会ですね、例えば徳洲会なり、あるいは体育の面の協議会の委員を取り入れながら、総合的な体系というふうなものは必要ではないかなというふうに思いますし、その方向で考えてみたいというふうに思います。

それから、健康づくりに参加した場合にポイント制というふうなことも、いろいろ全国的にも展開していることもお聞きしておりますので、これなども、その健康づくり推進協議会の中、あるいは教育委員会、あるいは健康福祉課のほうで考えてみたいというふうに思います。

2番 各町内会に運動普及推進員というふうな提案につきましては、やはり納税組合にしても、あと衛生組合長にしても、各町内にいることによって町内の住民の方々が意識してくるというふうなことは十分に考えられるわけであります。そういった中で、今現在のスポーツ推進委員ですか、10名おるというふうなことですけれども、この方々にそこまで期待するというのが非常に難しい面があるんじゃないのかなというような感じがするわけであります。

そういった中で、やはり全集落に置けば一番よろしいかと思いますが、できる限り、置ける町内会についてはこの運動普及推進員を置いてほしいと。うちのほうで言えば、体育関係の部長というふうな方がおるわけでありますので、この人が兼務してもいいのかなというふうな感じはしますけれども。いずれにしても、スポーツ・健康、ここら辺を含めた地域の中での取り組みというふうなものもぜひともやっぱりやっていかないと、町民の方々がなかなか健康づくりに意識が高まってこないというふうに思いますので、よく置けるところからでも結構なので、町としてこういうことをしていきたいというふうなところを前面に出せないのか、それについてお聞きしたいと思います。

町長 これは、地域づくりと並行していくのが一番いいのかなというふうに端的に思うわけです。地域づくりをする中で、町内の集落ごとの地域づくりもありますけれども、それぞれの地区の単位の中での地域づくり、これも必要不可欠であろうと。その中に、このスポーツ指導員は各地区ごとに多分配置されているだろうというふうに思いますので、そういう地区ごとの地域スポーツ推進委員と、各町内会の今2番議員さんが言った体育指導員なんかも各町内に置いてい

る町内もありますので、その辺の連携の仕方によってはうまくできるのではないかなというふうに思いますので、何ととっても根底はやっぱり地域づくりだと思いますので、地域づくりとこの体力あるいは運動というふうなものは、公民館活動も方面がなるでしょうけれども、そういう連携の仕方を体力面ではスポーツ推進委員の方が核となって地区でやって、その中の集落づくりというふうな面が一番いいのかなというふうに思っております。

2番 ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

あと、私の認識不足かと思いますが、舟形町総合発展計画の56ページ、健康体力づくりの中に、「ふながた健康21」ということで、「これに基づいて個人個人の適性や体力に応じて健康づくりに取り組むことによって協調感や生きがいを高め、生活の質のさらなる向上を目指す」というふうな文言がありました。この「ふながた健康21」について、かいつまんで結構なのでお聞きしたいと思います。

町長 今、この健康21に取り組んでおりますので、担当の矢作課長から、ひとつ詳しいことを申し上げます。

税務福祉課長 では、私のほうから、健康21の計画書についてお話をさせていただきたいと思えます。

今年度で第4期の健康21の計画が終了するというふうなことから、今見直しというふうなことで進めているところでございます。

それにつきましては、全体のニーズ調査というふうなことで昨年度実施しております。そのニーズ調査の結果を踏まえて、今、山大の先生のほうの指導を得ながらその分析をしているところでございます。それで、これから、遅くなりましたけれども、この計画の策定委員会を12月中に持ちまして、そして、素案を示しながら今年度中に策定をしていくというふうな方向でおります。それにつきましては、これからの5年間の健康づくりに向けた取り組み体制というふうなことで、これから介護保険計画のほうにも出てきますけれども、今国のほうでは地域包括ケアというふうなことでの取り組みも進めている関係で、そちらのほうとタイアップしたような形の中で計画をつくりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

2番 56ページの「現状と課題」のところに、「10年間の健康づくりの指針となる「ふながた健康21」を策定しました」というような文言があるんですけども、策定したということであれば、その内容をどうなんですかというようなことを聞いているだけなんですけれども。

町長 矢作課長が答弁したのは、16年度からの10年間の健康21を、今27年から10年間の「ふながた健康21」の27年度版を今つくっているということを今答弁したわけでありまして。

今そのいろいろ概要の中で、健康に関する糖尿病あるいは健康診断というふうなものもありますけれども、その中の大きな運動・身体活動というふうな施策の体系もあります。この中で、運動習慣づくりというふうなものが大きなウエートを占めている項目もありますので。具体的

な内容について申し上げますか。

だとすれば、矢作課長もう一回、簡単にひとつ。

税務福祉課長 今、平成16年の3月につくりました「ふながた健康21」の計画書というふうなことで概略をご説明したいというふうに思います。目次の中で説明をしたいと思いますけれども、本町の健康にかかわる現状というふうなことで、そちらの中の健診の受診状況であったりとか病後の施策というふうなことで、それぞれ町のほうではがん検診なり検診の受診というふうなことで進めておりますけれども、それらの傾向というふうなことでの内容になっております。

それから、町のほうでは糖尿病検診というふうなことで、昔から山大的ほうとの連携を持ちまして長年そういうふうな取り組みを行っておる関係で、そちらの糖尿病検診についての取り組みの状況であったりとか、今後の課題であったりとか、そういうふうな内容についてもその中に取り入れております。

それから、健康づくりというふうなことで、先ほどから出ております体育関係といいますが運動機能、それから今たばこの弊害というふうなこともありますので、そのたばこの禁煙の推進というふうなことでの内容もありますし、さらにはアルコールの障害、あとは歯の健康というふうなことで今口腔の指導も必要だというふうなことでは、町の保健師も、定期ではないんですけれどもそれらも実施しております。

それから、心の健康というふうなことで、今やっぱり心身を病む方が大変多くなっております。そういうふうなことで、福祉的な要素も含めた中でその精神のほうの指導も入れた形の計画書というふうなことで、今進めているところでございます。

町長 この「ふながた健康21」の大きな目標でありますけれども、簡単に、健康寿命です。健康寿命を延ばしましょうというのが大きな目標であります。2番議員も知っていると思いますが、今、全国のこの健康寿命と平均寿命、この差をなるべく近いようにしましょうということがこの健康寿命の目的でありますので、男性では今9歳開きあると。健康寿命と平均寿命の差、9歳。女性が12.4歳。これは年々改善はされておりますけれども、これを、平均寿命と健康寿命がくつつくようになるようにしましょうというのが、この健康21の大きな目標であるということです。

2番 決して町でやっていないということじゃなくて、十分やっているということは理解の上で質問しているわけですが、やっぱり私を感じるのは、せっかくやっているのに、これが町民に伝わっていない。この辺のところをどうすべきかというようなところの再検討、これが足りないような感じがするわけでありまして。そういった中での方法として、地域全体を網羅した形での健康づくりというふうなものもしたらどうですかというふうな提案なんです。そういったところで、今までやってきたからよしじゃなくて、絶えずいろんな工夫をしながら、町民を巻き込んだ健康づくり、これをやっぱりやっていかないと、私は、最終的には介護保険料な

り健康保険税なりの高どまりになってしまうというような感じがするわけであります。これらについては町民の皆様方に直接はね返ってくるというようなことを考えていくと、やっぱり健康寿命を延ばそうというのは、本当に大事な活動だろうというふうに思います。

そういった中で、事例として、これは福島県の西会津で出している食育推進計画ということで、「健康がいちばん、食がつながるすこやかな心と体」というふうな、これは町独自でこのような冊子をつくっておりますので、ぜひともこういうものを出しながら、町民の方々に健康というふうなものを意識してもらおうような方策を進めるべきだというふうな感じがします。

あと時間がないので、地方創生につきましては、本当にこれはお願いであります。奥山町長がイニシアチブをとっていただいて、新庄・最上管内全体の中での本当にめったに聞けないような話を、地方創生の本当の中身について、ぜひとも講演会、勉強会を開催していただきたいというふうに感じるわけであります。

特に感じるのは、この地方創生はその地域全体のまとまり、そしてまた知恵、ここら辺が試される政策だなというふうに感じるわけであります。そういった中で、我々が持っているいろんな知恵を出して地方創生に早く取り組んで、そして、この地域が活性化できるような形で、ぜひ町長からは先頭に立ってお願いしたいなというふうなことです。

町長 この地方創生についてでありますけれども、先月の町村会あるいは最上広域理事会のときにも、まず1つは、青柳総合支庁長さんにそのことを申し上げておきました。それから、町村会全体の中でも1つの案として私なりに提案したつもりでありますので、具体的になるようにこれからまたさらに提案してまいりたいというふうに思います。

2番 ありがとうございます。

議長 それでは、以上をもって、2番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

9番 一般質問をさせていただきます。

質問の主題、「最上広域消防体制について」質問したいと思います。

平成24年9月議会で質問しました広域消防体制について質問したいと思います。

昨年12月、議員立法により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立されました。少しずつ消防に対する考えが変わってまいりました。人口10万、最上広域の面積も含めますけれども、消防のための必要な経費11億1,613万円が全国の標準的であります。

平成24年9月にも、広域消防体制を3人から4人体制に増員する考えはないのかと質問しました。広域理事会で検討するということでしたが、どのように進んでいますか、質問したいと思います。

町長 それでは、9番加藤議員の「広域消防体制について」の質問にお答えいたします。

まず、26年度地方交付税の基準財政需要額算定において、加藤議員が言われるとおり、10万人規模の算定額であります11億1,613万円となっております。ここから基準財政収入額として税

収分を差し引くこととなります。ご承知のように、単純にその額が交付されるわけではない仕組みになっております。

また、10万人規模の想定のため、常備消防と非常備消防の合計額となります。したがって、消防職員も128名で算定されており、非常備分として、分団が14分団、団員563人、普通消防ポンプ車14台、救助資機材搭載型車両1台、小型動力ポンプ14台が標準として算定されております。それらを舟形町の人口区分等で交付税を算定すると、基準財政需要額で1億4,422万円、基準財政収入額で3,041万円となり、実質交付分は1億1,381万円となります。本町の消防費の当初予算額は1億2,517万円でありますので、大体交付税の算定と同額程度と認識をしております。来年10月、国勢調査があります。人口減に伴い交付税も減額算定となっていくことを、まずご理解いただきたいと思っております。

さて、ご質問の広域消防体制を3人から4人体制に増員することについて、その後の広域理事会等での検討状況であります。平成20年度当初は133名の消防職員体制でありましたが、2分署の統合に当たり20名の削減を目指し、113名の体制とすることとなりました。

しかしながら、平成21年度からの団塊の世代による大量退職が始まり、22年度から十数人ずつの退職と新規採用を行っており、新採については消防学校への入校が始まったことに伴い、9カ月間、十数人の新規職員分がない状況となりました。加えて、ドクターヘリの問題も新たに加わりまして4名体制が話題となりました。しかしながら、4人体制となると、新たに20名の消防職員が必要となるようであります。新採職員の研修期間中における消防退職職員の活用、平日の役場職員対応、実際のドクターヘリの対応日数の問題などが議論されまして、結果的に各市町村の財政的な理由もありまして、24年11月の総務課長会議を経て、24年11月の理事会において、113名の職員体制を27年度には119名体制とすることといたしまして、これまでの支署からの出向体制をなくすことを可能とするような体制で行われているところであります。

最上管内の25年10月1日現在の人口であります。8万425人となっております。各市町村の非常備消防団も頑張っている状況にあります。いずれにしても、人命のとうとさをどのように考えるのか、各市町村が許す財政負担は幾らまでなのか、類似団体との比較はどうか、総合的に広域理事会の総意として判断されたものであります。

今後、ますます人口減少社会へと進んでいくわけでありますが、それに対して各市町村、最上広域がどのようにこれから取り組んでいくのかということも、これからの大きな課題であるというふうに思います。

議長 再質問を許可いたします。

9番 今一般質問をしたのは、実は理事長のほうからの一言であります。

「一朝有事の際、高齢者はどうなるのだろう」と、その問いからであります。私は、町長に結論を求めるものでなく話を聞いてほしいというようなことで、この一般質問になりました。

というのは、現在の建物は非常に密封と申しますか密室と申しますか、サッシ等が整備され、火災も、火による死者ではなく煙による一酸化炭素中毒による死傷者がふえているわけであり、その流れで、町民の方が高齢化に伴い心配をしてこの話になったと思います。

25年度、昨年度の死者の発生は、山形県で建物火災で16件であります。その死者の数の中で、70歳、80歳、これが10名なんです。そんな状況から、ことしですか、舟形でも火災があったわけですが、高齢者の方々がそういう事件に遭遇した場合、一番最初に、広域も消防本部も来るわけであります。しかし、3人で来た場合に、中に人がいるよと申しあげても、これは消防団の方、地域の方がよほど条件がそろわない限り中に入ることはできません。たまたま舟形で発生した火災のときには、まだ死に至るような煙の例ではなかったと思います。そして、いち早く駆けつけて救助をしていただけました。それは、いわゆる夜間であります。そんな場合に、地域住民は中に入ることは当然できません。消防団も入ることはできません。職員は、面体と申しますか、かぶるヘルメットからビニールの燃えないような素材をつけ、そして酸素を背負って中に入るわけですが、それは、消防署の職員が訓練をしているのは、1人で入るのではなくて2名で入る。当然、全国の消防の中で職員はロープを使って2名で救助をする。そういう決まりがあって、そういう訓練を受けています。今申し上げたように、3人体制の場合は、例えば中に高齢者がいますよと、もう当然火も煙も出て、一般の住民は入ることができなくなった。そんな場合でも、職員は中に入るような訓練を受けているんです。そんな関係で、山形県全部を見ましても、3人体制というのは最上だけなんです。そして、その最上が3人でやっている。他に、最上で3人でやっているんだから、酒田でもできないわけがないというようなことで、酒田のほうでもその3人体制というようなことの話になっているわけであります。今申し上げたように、救助するには1人ではできない、2人組でないとできないというようなことを、まず一番最初に話をしておきたいと思います。

そして、当初この最上広域ができたときには133人、まさに4人体制でありました。先ほど町長が言ったように、この消防署をつくったときに133人の中の75名が団塊の世代でした。ということは、75名はことしの退職者で大体終わるようでありますけれども、逆三角形と申しますか、給料の取る方々が上のほうに非常にたくさんおります。そんな関係上から、各町村の消防に対する予算、これは圧力がすごくあったと思います。そんな関係で、どんどん減って行って2署を減らして5署体制であったのですが、金山さんのほうで分署が欲しいと。面積が広い、極端な話、及位まで見なければならぬ。そんな関係から、金山さんは分署というふうな形で6署体制が発足したわけであります。そして、その団塊の世代の退職者、75名が退職した時点で、最上広域の消防の予算は今度ずっと同じようになっていくわけであります。そんな関係から、できれば町長にこれをどうしろこうしろということじゃなくて、自治者として、こういう話が出たよというようなことを理事会等で話しして検討していただきたいというのが、私の考えな

んです。今の3人の体制だと、全く消防団と同じです。火災現場に来て、水をついでいるだけなんです。これからどんどん高齢化が進んで、舟形町もそれこそ3人に1人と、こういうような時代が来るのであります。そういうときに、ひとりの町民は、「何かあったとき、どうするんだ」という言葉で町長に、それをどうするかじゃなくて、議会のほうでこういう話があったよというようなことで広域の理事会等で話ししていただければ幸いかなというようなことで、まず質問したわけでありましてけれども。

今言ったような、大量の団塊の世代の退職者、これが財政を圧迫しているというようなことに関して、奥山町長さんはなったときに初めてその6署体制になったわけでありまして。それまでは各町村で5署というようなことで消防体制をとっていたわけなんですけれども、やはりつくったときの半分以上の方々が同じようにしてやめていくときには財政が圧迫されるのは、これは当然であります。

しかし、この問題は、それこそ10年も20年も前から、必ずそういう時代が来るんだよという話になっていたわけなんです。当然消防署の職員を町総のほうによこして、町の若い人を消防署のほうにやる、そういうふうな時代もあったんです。事実、舟形町からも、そういう職員の交換ではないのですが、そういう措置をとった例があるんです。そんなところから、できればこれから財政が同じようになっていくわけでありまして、ぜひその辺を話をさせていただきたいというふうなことで今話したのですが、町長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 この消防体制について、私も平成20年に町長になってから、まず毎月のように町村会で、20年の4月ごろから、合併の話とこの消防の話でまず半日ぐらいずっと毎月続いたような感じがいたします。最初は合併して、質疑が終わりますと、この消防の体制をどうするかということに終始したような感じがします。今加藤議員がおっしゃるとおり、団塊の世代がこの26年度で終了するというのを踏まえながら話が上がったわけでありましてけれども、20数年前に採用するときに、やはり今の時代に団塊の世代が集中するというふうなことを考慮すれば、このような問題はなかったのかなというふうに思いますし、これからも、今年度まで採用しているわけでありましてけれども、集中して年齢が重なるというふうなことの採用ではなくて、段階を年代を踏まえながら採用をしているのもそういうあらわれであろうというふうに思います。

確かに長期間この問題をしてきまして、私がいたときは1署体制でありました。1署ではできないだろうというふうなことで、では、どうするかということで7署体制、そして最終的には6署体制になったわけでありましてけれども、今加藤議員がおっしゃるとおり、これからの時代はやはりこの非常備は非常備としても、広域消防の充実というふうなものがやっぱり一番大きなウエートを占めてくるわけでありまして、139名がベストであるというふうに前も加藤議員もおっしゃったように思いますし、今いみじくも113名から119名になるわけでありまして、20名プラスすれば139名になるわけでありまして。

翻って、各村山、置賜、あるいは各市でも4人体制であるというふうな実情も理解もしておりますし、今119名ということは、6署体制になって113名でいきましょうというふうになったのですが、実情を考えてみますと、本部のほうに各支所から出向体制を今やっていたというふうなことで、新採すれば、三川のほうに約9カ月間ぐらい消防の講習会にも行くわけでありますので、そういう不足な面、出張あるいは研修、これもままならないというふうなことで、実情は、本部のほうに6名をふやしまして今までの支署からの出向体制をなくして、今の現況を保つという最低限の体制というふうに理解をしております。と同時に、27年度からは今度は人件費は若い職員でありますので、26年度までの財政的な負担というふうなものもそうないのではないかなというふうに思いますので、その辺の財政的な勘案と体制というふうなものを相関関係しながら、これまで長い間議論したわけでありますので、そのご質問を踏まえて、新たにこういう仕組みなども考えてほしいというふうなご質問があったという経緯も、理事会のほうでもお話を申し上げてみたいというふうに思います。以上です。

9番 奥山町長が一番この消防体制に対して理解があるのではないのかなというふうに感じをしております。そんな関係から、ぜひその理事会等でリーダーシップを發揮し。その4人体制というのは、今申し上げたように、本部のほうの出向に4名、それから、毎年毎年、今団塊の世代の人が退職するというようなことで新規採用しています。その新規採用の中に年齢別に採用しています。これはすばらしいことだなと思います。そうじゃないと、また何十年か後に、団塊の世代と同じように財政を圧迫するような状態になるわけです。今最上広域では年齢を分けて新採選出をしているというようなことで、大変すばらしいと思いますけれども。

ちなみに、25年度、山形県で死傷者が出たのをちょっと申し上げますけれども、26件の火災で高齢者の方の逃げおくれ、その死傷者が19件であります。そして、その死亡した原因は一酸化炭素中毒と、これはまさに煙です。やけどで死ぬのではなくて煙で亡くなったというふうな方が高齢者の方、まずほとんどであります。そんな関係から、ぜひとも、その一朝有事の際いち早く駆けつける常備の消防署職員が2名体制で、ロープを持って2名で中に捜索に入るわけですけれども、今の3人だと、ポンプ車に1名、ホースを展開するのに1名、そして、情報を把握するのに1名、それで終わりなんです。だから、先ほど言ったように、中に人がいるよと言っても対応できないわけなんです。

前にも申し上げたと思いますけれども、財政の圧迫、これは各町村同じであります。先ほど町長に答弁していただいた、その予算が全くそのとおりであります。舟形町でも1億円ぐらいの金がこの消防予算に使われております。もちろん国税等で来ていると言いますけれども、全部を含めた交付税でありまして、これは消防の予算だよというような目印があるわけではありませんので、各町村の財政等々のいろんな条件から、安全・安心のために財政を使うわけでありますけれども、何回も言うようですが、本当にこれからの最上広域はもう一定の金でずっと流

れていくんだと思います。そんな関係から、ぜひともこの4人体制をやっていただきたい。4人体制にするにはあと20名必要だと。ということは、6署にふやすのではなくて、新庄市はもうそのままなんですから、新庄市は一朝有事の場合、2台も3台もポンプ車が出ます。もちろん人も10人も出ます。そんな関係から、今言ったような心配はないと思うんですけども、もちろん新庄市は我々の何十倍も金を出しているわけですから、それは当然ですけども。今言ったようなことで、拡張をするといろいろ話をしてもらって、町長さんのリーダーシップといえますか、ぜひこれをかなりやって、一朝有事の際、住民が安心して「消防署が来たよ」と、「消防団が来たよ」というような体制をとっていただきたいと思います。もう一回、町長から、理事会等で話ができるかできないか、それだけ聞いて、終わります。

町長 理事会の中でも、119名体制ということで27年度からスタートをするわけでありましてけれども、今の加藤議員のご質問の内容も理解をするものでありますので、理事の皆さんにも、こういう質問の内容であったということを申し上げてみたいというふうに思います。

9番 もう一つだったんですが、大変申しわけないですが、今町長が理事会等で話をしていただけるというようなことで、消防本部の手当、給料です。最上広域消防本部の42歳の高卒の給料なんです、尾花沢消防本部さんと同じように、32万3,400円というのが42歳の給料であります。御存じのように尾花沢市さんは市の職員なんです。こちらは広域消防本部というように、市の職員ではありません。市の職員というのは、上山、山形、天童、東根、村山、尾花沢、これは市の職員になります。この中に鶴岡市も入っていたのですが、鶴岡市さんは、三川町を見ていると。尾花沢市さんは大石田町を見ているというように、鶴岡市さんも市の職員の給料でありますけれども。

あと、南陽、高畠、米沢、川西、これはこの間、広域の消防になったわけです。何で広域にするんだというふうなことなんですけれども、広域ですることによって消防署を大きくすることによって、総務省消防庁から来る機器材等々がいいものが来るようになるんです。残念ながら、山形から上山から尾花沢まで広域にしましょうという話も出たんですけども、考えてみますと山形市でほとんど見なければならぬというように話で、これは流れたわけです。

山辺、中山町は広域の常備の消防署を持っていません。逆に山形市消防本部のほうに金をやって、広域ではないのですが、面倒を見てもらっていると。前は、救急車が1台来ると3万5,000円払っていたそうであります。しかし、ここ最近はそういうことじゃなくて、7,000万円、1億円という金を山形市のほうに払って、最上広域と同じように面倒を見てもらっているというように話を聞いておりますが、最上広域のその給料に関して、42歳、高卒で約3万から5万円ぐらい違うんです。そこら辺もあわせてできれば、何もないときは確かに訓練等で毎日やっているわけでありましてけれども、一朝有事の際は、本当に命をかけて住民の安全・安心のために働いているわけでありまして、できればよその行政と同じような金額が欲しいという

のを最後につけ加えて、ぜひ町長からリーダーシップをとって話をしていただきたいと思えます。以上です。終わります。

議長 町長、答弁ありますか。

町長 経営の実態、ちょっと私も今まで見たことがありませんけれども、大分3万円以上の差があるようでありましてけれども、実態を調査してみたいというふうに思えます。

議長 以上をもって、9番加藤憲彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

3番 私からは、2件についてご質問させていただきます。

まず初めに、「道の駅整備による特産品の発信を」と題してご質問いたします。

先月、東北中央自動車道の尾花沢新庄道路が全線開通し、物流機能の強化による企業誘致、観光振興の期待が高まってきております。また、最上地域は、ニラ、ネギをはじめ鮮度が重要視される農産物の一大産地であり、交通網の整備は地域経済の発展につながるものと考えます。さらには、観光産業の振興による交流人口の増加、通勤圏の拡大による定住促進により、町活性化に結びつくものと確信いたします。

高速交通網の利用者を引きとめ、地域経済の発展に結びつけるためには、「道の駅」を整備し、各種特産品の情報発信をする必要があると考えます。整備におきましては、町単独での管理運営は難しいと考え、最上8市町村での取り組みを考えてみてはどうでしょうか。各市町村の特産品を品ぞろえした「道の駅」の整備を行い、特産品の販売だけでなく、各市町村の観光資源の情報発信基地としての機能を持たせ、最上地域が一体となり、地域経済の発展、そして交流人口の拡大を目指すべきであると思えます。このような取り組みにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「選挙の投票時間短縮を」と題してご質問させていただきます。

投票時間の見直しにつきましては、徐々に各自治体で検討し実施しているようでございますが、投票所における立会人の心身的なご苦勞は大変なものがあると思えます。町におきましても、職員の休日出勤対応、時間外手当など、相当の経費を要しているものと思われます。

国は過去に、投票率低下に歯どめをかけるため投票時間の延長をした経緯もございますが、期日前投票が定着してきたことを考慮すれば、投票終了時刻の短縮を考えてもよい時期ではないかと思えます。

平成12年以降は市町村で投票時間の設定が可能になったことから、立会人の心身的なご苦勞、また経費負担等を考慮し、投票終了時刻の短縮を検討すべきであると考えます。選挙管理委員長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番斎藤議員の「道の駅整備による特産品の発信を」についてのご質問にお答えいたします。

「道の駅」は、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設であります。平成5年の創設当初103駅でありましたが、平成15年には743駅、そして平成26年10月10日現在で1,040駅が登録されております。このうち、山形県内には17の道の駅があるようであります。

道の駅には、道路利用者が駐車場やトイレを利用する「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のために道路情報や観光情報などを提供する「情報発信機能」、そして、地域と地域が手を結び特産品の販売などによる活力ある地域づくりをともに行うための「地域の連携機能」、この3つの機能を有した施設とする必要があります。以前の道の駅は、高速道路のサービスエリアと類似したものであり、道路利用者の休憩の場としての色合いが強いものでありましたが、近年は、農業・観光・福祉・防災・文化など、地域の個性・魅力を生かしたさまざまな取り組みがなされております。特に最近では、新鮮な野菜や果物などの産地直売所、地域の食材を使ったレストランなどが充実したところが、全国ランキングでも上位を占めているようであります。

道の駅は、公共施設としての安定感、信頼感があり、道路地図には必ず掲載されており、数キロ手前から道の駅案内の道路標識が設置されていることなどから、多くの人々から支持されていると思います。このようなことから、年間を通じて多くの人々でにぎわい、売り上げと雇用がふえ、地域の活性化につながっている「人気駅」が注目を集めております。一方で、道の駅だけではなく、さまざまな形態の農産物直売所などが各地に増加しており、景気の後退も追い打ちをかけるなどから、利用者の減少に歯どめもきかず、設置者である市町村等の財政を圧迫するような駅も出てきているとの調査報告もあります。

尾花沢新庄道路の全線がこのたび開通し、観光、交流人口の拡大が期待され、ブランド化された高品質のニラをはじめ、最上地域各市町村で力を入れている農産物、特産品の販売、それらを活用した「食」の提供など、最上地域の特性を生かした「道の駅」整備事業は、地域振興策として有効と思われると思いますが、経営的に自立できるかどうか、最上8市町村にある既存の農産物直売所等との関連性などについても研究する必要があると思います。

また、道の駅の施設要件としての、24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場とトイレをはじめ各種施設をそなえる土地の確保、施設整備に活用する交付金、補助金などの財源などについても調査検討してまいりたいと思います。

2つ目のご質問については、佐藤選挙管理委員会委員長さんからご答弁いただきたいと思い

ます。

選挙管理委員会委員長 ご苦労さまです。

それでは、私から「選挙の投票時間短縮を」について答弁させていただきます。

斎藤議員が述べられたとおり、平成10年に18時までであった投票時間が20時までに延長され、12年度から市町村選管の判断で投票時間の短縮が可能となっております。

このことから、当選挙管理委員会でも、正式議題ではありませんでしたが、検討しました。内容は、本町にとって2時間繰り上げても、18時までの投票時間が浸透していることや、18時から20時までの投票率も余り高くなかったことから、全投票区を繰り上げることや投票区の統合を図ることについてであります。

これを受けて平成14年ごろ、県選管に対して、全投票区での投票時間の繰り上げと投票所の統廃合について事前相談をしてまいりました。しかし、県選管から、全投票区を繰り上げるとは法の趣旨に抵触する、投票区の統合についても、国において4キロメートル以内に投票区を設けることなどの基準があり、法に抵触すると判断が示された経緯があります。

しかし、極力投票率に影響が出ない範囲で、なおかつ冬期間などにおける住民の安全確保の面など明細な理由があれば、一部について可能との判断をいただいたことから、現在は、8投票区中3投票区で繰り上げ投票を実施しているところがあります。また、国の要請で集中改革プランを作成することとなり、そこで16投票区を8投票区に統合しております。

したがって、このような県選管の判断があったため、県内の市町村でも全投票区の繰り上げができなかったものと思っております。しかし、11月7日、新庄市選管が、1時間の繰り上げを来年4月の市議選から実施するとの報道がありました。全国的な財政経費節減の流れや立会人の健康等に関する配慮について、ようやく県選管でも認めるようになったのではないかと考えております。

このような状況を踏まえ、選挙管理委員会でも県選管と相談しながら、4月の統一地方選に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、前回の町議選における期日前の投票率は17.3%、投票日における18時から20時までの投票割合は4.0%となっていることを申し添えます。

議長 再質問を許可します。

3番 まず、最初の道の駅の整備の関係でございますが、町長は就任のころから、舟形町は最上地域の南の玄関口であるとおっしゃっております。今般、先ほど申し上げたとおり東北中央自動車道新庄尾花沢線が全線開通いたしました。このことによりまして、町長がお考えになっているその玄関口という立場での全線開通、舟形町への貢献度といいますか経済効果をどのように分析されているか、お伺いしたいと思います。

町長 この前、尾花沢新庄道路が開通したわけでありまして。そのときの完成式のときに、国土交

通省山形工事事務所長の井上所長さんがいろいろこれまでの経過報告もなされたわけであり
ますけれども、その中の一部の資料を見ますと、尾花沢新庄道路で特に尾花沢市の観光客が倍
になったようであります。このデータの中で見ますと、当初、平成9年は76万人の尾花沢市の
観光であったようであります。それが、この前の尾花沢の開業によりまして136万人、倍近い観
光客の方が入っていると。と同時に、新庄尾花沢道路の開通によりまして、新庄の中核工業団
地、これが企業率も大分多くなったようであります。前は未整備が14区画でありました。今現
在8区画ぐらいになったようでありまして、この尾花沢新庄道路、その効果というふうなもの
が大きいんだろうというふうに見ます。したがって、そこに勤める方、これも新庄、最上町で
も大分進んだように思いますので、そういう面から舟形町もその恩恵に浴しているというふう
にまず感じております。

3番 舟形町に対してもかなりの経済効果があると私も思っております。今町長がおっしゃって
おりました企業誘致、これを見ましても福田工業団地、今町長からありましたその工場進出で
すか、それがどんどん進んでいるという話も伺っております。また、あわせまして、先般報
道がありました新庄市に誘致される材木工場ですか、それもかなり大きな工場であって、雇用
の人数もかなりあるというふうな話も聞いておりますので、この高速交通網を利用して舟形町
にどんどんお客さんに来てもらう。そのほかに舟形の方々の働き場所ですか、そういうもの
を確保するというので、これからも働きかけといいますか、それを町長からお願いをしたい
と思っております。

今回のこの整備でございますが、かなりの時間と金がかかっていると思います。やっぱりこ
れだけの時間もかけておりますので、舟形町が単なる通過点になったのでは、全然期待をして
いる効果には結びつかないと思いますので、先ほど申し上げましたその道の駅という施設を利用
してもっとどんどんと交流人口をふやすとか、そういう施策が必要であると思います。ただ
いま私のほうから質問を申し上げましたけれども、再度町長にお伺いしますが、この道の駅の
整備について、こういう話題ですね、8市町村の首長さん方の会合とかそういう場で、こうい
うみんなでやろうやというふうなそういう話し合いが今であったのかなかったのか、そのあた
りをお伺いしたいと思います。

町長 冒頭申し上げましたとおり、今回、斎藤議員のおっしゃるとおり新庄市と舟形町の境に集
成材の工場、これが進出することに決定になりました。雇用も60人ということでありまして、
平成28年度から操業ということであります。と同時に、最上地方なり、あるいは最上町、舟形
町、近隣の市町村の材木の消費量、これも大分見込まれるようでありまして、そういう相乗効
果もこの尾花沢新庄道路の完成に伴ってのことだろうと言えます。

道の駅でございますが、正直言って、管内市町村の中では、そういう話題は今までなかったよ
うに思います。

3番 せっかくこういう高速交通網の整備がどんどんと今進んでいるわけですので、こういう基地をつくって各市町村のその特産品を発信する必要があると思うんですよ。ただ、先ほどの町長の答弁にもございましたが、各市町村に産直がございます。そのかわり等もあるかと思えます。また、あわせて財源等の問題もあろうかと思えますけれども、答弁の中で町長が今後検討してまいりたいというご意思があるのであれば、奥山町長が8市町村の先頭に立って、こういう施設をつくっていきましょうという呼びかけをしていただきたいと思います。私がお願いしても、町長自身がそういう考えがなければ先頭に立っていただけないと思いますので、そのあたりをもう一度、町長の個人的な見解で結構ですので、どうお考えなのか、よろしくお願ひします。

町長 最上広域全体でのこの道の駅の建設、私も最良ではないかなというふうには思います。ただ、先ほども9番議員の質問の消防関係もありましたけれども、なかなかこの最上広域全体の8市町村、それぞれ個性もありますし、あるいは風土、伝統、歴史もありますので、短兵急に、「はい、そうですか」ということはなかなか難しいのではないかなというふうに思いますし、先ほど齋藤議員が言ったとおり、舟形町は新庄最上地方で一番南に位置するということですので、問題は場所の問題ではないかなと。場所についても、これは高規格道路があるのは舟形町と新庄市のみでありますので、場所もまた限定になるであろうというふうな面でもありますので、つくるとすれば、新庄あるいは舟形町というふうになるであろうというふうに思います。

個人的な見解というふうに質問がありましたので、実は、10月の下旬でしたか、最上地方の首長と庄内地方の首長、そして国土交通省東北整備局の沼田局長、さらに山形工事事務所の井上所長、そして酒田工事事務所長の高橋所長、この方と実はこの道路網についての意見交換会、そして、これからの27年度の国土交通省の事業についての交換会があった席上で、実は私が質問したのは、この道の駅だったんです。道の駅をつくるためにはどうするかという質問をしまして、結論から申し上げますと、国土交通省では、今、国の地方創生事業の一環として、国土交通省が来年度一番に上げているのが、この道の駅の構想であったようであります。ですから、道の駅をつくるためにはどうするかというふうなことを大分質問をいたしまして、ご丁寧に酒田工事事務所長さんがペーパーを私に送ってくださったものもある。それで、たまたまきょう齋藤議員の質問というふうになったわけでもありますけれども、私も道の駅については、個人的には齋藤議員の言うとおりに、あるいは国土交通省の考えのとおり、やはり今の地方再生の中では最もいい事業ではないかなというふうに思います。

ですから、最上広域の体制であればいいのかどうか。そして、舟形町独自ですればいいのかどうか。今それなりに検討しているということだけ、ご理解お願ひしたいと思います。

3番 町長も大変前向きなお考えのようでございますので、ぜひ先頭に立って進めていただきました

いと思います。

今町長のお言葉の中に、この中央道が走っているのは舟形と新庄だけだという話でございますが、先ほど私が申し上げた8市町村でやりましょうというのは、やっぱりもうつくるのであれば新庄か舟形しかないわけですが、近隣のその戸沢なり鮭川なり最上町なり、それぞれ特産品があるわけですから、発信をする場所がないと思うんです。それぞれの産直等々あるかと思いますが、そういう高速交通網を利用したお客さんを引きとめるためのその施設ということを理解していただいて、近隣の皆様方にも声をかければどうかと。もし舟形単独でできるのであれば、それが一番いいことだと思いますけれども、町長の答弁にもございましたが、財政が逼迫している自治体も出ているという話もありますので、単独では無理かなということで、8市町村ではやっていけないでしょうかという私の提案でございましたので、そのあたり再度何か機会がございましたら呼びかけていただきたいと思います。

また、あわせて、先ほどの町長の挨拶にもございました、旧富長小学校に処理加工施設ができましたけれども、できたその物を販売しているのは駅と温泉だけということだけでは、その販売力にも限度があるのではないかなと私は思います。せっかくやるのであれば少し利益が出なければ仕方がない話であって、そこで働く方への給与もあるわけでございますので、そういうせっかくつくった特産品を販売する場所、基地、それが道の駅だと思います。ですから、そういう意味も込めてぜひ検討していただきたいと思いますので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

町長 まず、最上全体の件でありますけれども、何と云っても、最上地方管内での直売所、舟形も含めまして全部で25あるようであります。ですから、この辺の整理というか、これはこれで残しながらも、斎藤議員の言うとおりの、どこかに大きな道の駅をつくって、そこから波及効果というふうなものが出てくる様相になるようにすればいいのかなというふうな今ちょっと思ったところでありますけれども、その辺の調整なり整理というふうなものがまず一つ大きな課題ではないかなというふうに思います。

それから、この最上地方全体の問いかけ、これは、後ほど8番の八鍬議員も質問があるようではありますが、定住自立圏構想という枠の中でできないものかどうか。これをひとつワーキンググループの分科会がありますので、そこで提案してもいいのではないかなというふうに思っております。

富長小学校、質問のとおりであります。6次産業は、生産・加工・販売流通、この3点セットでありますので、幾ら加工をしたとしても販売ルートがなければ無意味でありますので、道の駅も当然その視野に入るわけでありまして、もっと都会のほうに売り込んでいかないと困るということで、来週の10日の日、振興公社社長以下で東京のある食品メーカーに今渡りをつけて、そこに売り込みをする今段取りをしておりますので、それ1社のみならず、2つ、

3つという販路の拡大に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

3番 そちらの販売のほうも大分力を入れているということでございますので、期待をしたいと
思います。

最後に町長の答弁の中で、今後調査をして検討していきたいという言葉もありました。町長
のご答弁の中でも、個人的な見解でもそういう必要性があるということでございましたので、
ぜひ十分に検討されて実現の方向で考えていただきたいと思うところでございます。

ただ、1点。先ほど申し上げました産直とのかかわりもあります。この後、1番議員の質問
にもありますコンビニの関係がございます。コンビニは今回誘致計画がございますが、それ
によって影響されるお店屋さんの話も聞いてございます。そういうこともございますので、十分
にそのあたり、産直との関係同様にコンビニの関係も同様でございますが、十分に話をしなが
ら進めていただきたいと、ぜひ利用しやすいものを検討していただきたいと
思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

時間もありませんので、次に、2件目の質問に移りたいと
思います。

投票時間の短縮の関係でございますが、答弁にもございました、期日前投票がかなり浸透し
ているということでございます。4年前の統一選挙での期日前投票が17.3%というお答えで
ございましたが、その4年前、8年前の選挙との比較でどのような状況になっているのか。8年
前のその投票率、投票人数についてお伺いします。

選挙管理委員会委員長 済みません。そちらのほうは書記官のほうで答弁させていただきます。

選挙管理委員会書記長 手元のほうに8年前の期日前の投票について持っておりませんので、今、
至急資料を取り寄せたいと
思います。

3番 数字的には、大体4年前がかなり浸透しているなど予想はつきます。夕方6時から8時ま
での投票者の割合と
いいますか、それにつきましては、答弁の中で4年前は4%ということ
でしたが、あわせまして、8年前のその2時間の投票状況と
いいますかそのあたり、わかれば比
較をしたいと
思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

議長 それでは、ここで若干休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時37分 再開

議長 それでは再開をいたします。

選挙管理委員会書記長 8年前は19年4月22日執行の町議会選挙でありますけれども、期日前投
票が338人で、当日の投票者数が4,707人ですので、期日前の投票は7.18%になります。6時から
8時までの時間延長に伴う投票率については、町の選挙であって、今回、先ほどの件について
は改めて調べさせたのですが、8年前のものについては調べておりませんので、ちょっと今す

ぐその時間帯の投票率というのは出ないことになります。

3番 大変手間をとらせて申しわけありませんでした。

そうしますと、今の答弁ですと、8年前は7.18%で、4年前は17.3%ということですので、かなり浸透しているというこのあたりから考えても、短縮を考えてもよいのではないかなと私は思うところがございます。それで、答弁の中でも今後検討してまいりたいという話でございますが、平成12年から市町村の判断で短縮が可能となったというこのくだりがございます。その後、14年ごろに検討したけれども、県からの指摘でできなかったと。この12年の改正というのは、全投票区の繰り上げはだめだよという改正なんですか。一部だったら、雪とか何か理由があればできたのだけれども、全部はだめなんだよという12年の改正なんですか。

選挙管理委員会委員長 それも書記官から答えていただきます。

選挙管理委員会書記長 そのとき私は総務係のほうにおりまして、私が実際に県のほうに話に行きました。そのときは、答弁にありますように、国のほうで投票時間を延長した趣旨というふうなものを考えたときに、全投票区の繰り上げはできませんというふうなことで、そのときは指導されております。ただ、それから時間がたって、新庄市のほうで1時間だけの繰り上げを認めるというふうなことになったようですが、そこら辺の話を聞いてみますと、県のほうでは率先して認めるというふうな話ではなくて、各選管のほうで判断をしていただきたいというふうなことに、現在は県の選管のほうの考え方が変わっているようであります。当時はそういったことで、時間を全投票区を繰り上げることについてはだめですよというふうなことで、私が実際に話を受けております。

3番 そうしますと、今の答弁ですと、今現在でも、12年度のその改正を適用してもできないということなんですか。

選挙管理委員会委員長 それも書記官のほうからご答弁をお願いします。

選挙管理委員会書記長 答弁にもありましたように、現在は新庄市のほうで認めておりますので、県の選管のほうではだめだよというふうには申し上げないというふうなことでは、きのうの段階でも確認をしています。

3番 答弁書の中にもありますが、今後検討してまいりたいということでございますので、ぜひ立会人の方のご苦勞なり経費の負担を考慮しまして検討していただきたいと思えます。

1点だけ、あわせまして今度は経費の問題ですが、例えば8時から1時間、2時間繰り上げた場合に、どれだけ職員の方の時間外なり休日出勤手当なり削減できるのか、そのあたり伺いします。

選挙管理委員会委員長 それも書記官のほうから説明願います。

選挙管理委員会書記長 単純に計算はしておりませんが、そのときの職員の配置等によりますのですぐには出ませんが、実際には7時から、6時半に集合させて、8時まで投票して、それか

ら9時から開票するというふうなことになります。10時以降の開票は、町議会議員選挙でも大体1時間以内で終わっていますので、10時以降の単価の高い時間外には入っておりませんが、その中で一応終わっていますので、13時間分の2時間程度の時間外は減るといふふうに思われます。

3番 そのあたりの経費的な面も十分に精査をされまして、今後その検討の材料にさせていただきたいと思っております。

先ほどの委員長の答弁の中でも、4月の地方選に向けて考えていきたいということですが、これができるのは町議会選挙だけです。その地方統一選挙の1回目といいますか県議選なりでございます。それはできないわけでございますので、有権者の方に混乱を招かないような取り組みもあわせて考えていただきたいと思います。前向きなご答弁をいただきましたので、私からの質問はこれで終わります。

議長 以上をもって、3番斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

若干休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

1番 私からは、報告のとおり2点質問させていただきます。

まず1点目、「基幹産業の農業再生を」。

人口減少、担い手の高齢化と減少に加え、米価下落により離農、耕作放棄地がふえ、農業集落の衰退が危惧されます。今後どのようにして再生し、活性化につなげていく考えですか。

①人口減少対策として結婚サポートセンターを開設して、婚活、お見合い大作戦を開催してサポートしていますが、縁結び隊を立ち上げ、8市町村または県と連携してサポートしていく考えはないのか。

②担い手のリーダーとなる人材の育成をして、合理化、効率化を推進し、集落営農、法人化、家族経営と地域に調和した基盤を整備し再生していくべきではないか。

③農地集積、集落営農での労働不足を補うため高齢者の「現役化」が必要であり、個人の意欲や能力に合わせて働ける環境づくり。

④介護認定が受けられない高齢者が自家野菜をつくりながら共同で生活ができる施設で、福祉サービスの充実を図ってほしい。

続きまして、「コンビニ誘致での町の考えは」。

現在、統合駐在所、定住促進住宅の建設予定地で購入されたJAスタンド跡地にファミリーマートを誘致し、加え、隣接する用地を購入して、駐在所また定住促進住宅を建設する計画で

進められていますが、住宅への入居者はどのようにして公募するのですか。

また、ファミリーマートでは、「社会貢献・生活支援も考えており、地域の方々、町等が一体となって舟形の店としての位置づけ、スタイルがとれることを前提として、全国に舟形にしかないファミマとしたい」との考えのようですが、今後、町ではどのようなかわりを持って支援していくのか。

また、オーナーは町外の方と伺っていますが、町内の方を公募して育成する考えはなかったのか、伺います。

町長 それでは、1番佐藤議員の「基幹産業の農業再生を」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、結婚サポートセンターの縁結び隊についてお答えします。

人口減少対策として、今年度より、舟形町結婚サポートセンターを開設し、「舟形の花嫁・お見合い大作戦」、委託している婚活事業のサポート、最上広域婚活実行委員会への参加、縁結び隊の立ち上げなど、さまざまな取り組みを行っております。

縁結び隊、現在、15名の方に委嘱しております。今後もふやしてまいりたいと思います。今年度の活動は、県及び町主催の講座に参加していただき、仲人活動を行うに当たっての心構え、ネットワークづくりについての知識を深めました。今後は、サポートセンターの会員登録の呼びかけ、婚活イベント等の情報提供、縁結び隊員同士の情報交換などを通して、独身男女の会員同士を1対1で引き合わせをして、結婚への結びつけを目指したいと考えております。

また、県の結婚サポートセンターへの会員登録なども勧め、連携を図っていく計画であります。なお、最上地区8市町村で縁結び隊を立ち上げているのは、真室川町だけであり、今後情報交換などを検討してまいりたいと思います。

次に、「担い手となる人材育成」であります。

昨今の農業情勢、目まぐるしく変化しております。今年度からの国の農業農政の大転換において、米の直接支払交付金の減額、日本型直接払制度、農地中間管理機構の創設など、今年度から取り組まれているもの、また、将来的な生産調整、米の直接払交付金の廃止などがあります。さらには、このたびの米の概算払いの大幅下落など、農業を取り巻く情勢はまことに大変厳しい状況であります。

このような情勢の中、基幹産業である農業を推進していくために、町としてもこれまでもさまざまな支援策を講じております。園芸作物の拡大支援はもちろんのこと、農業者の担い手確保も大変重要な課題であります。舟形町の認定農業者については、今年度当初72名の方を認定しておりました。この秋口から認定の申請者が相次ぎ、今現在89名の方を認定しております。今年度末には100名近い方が認定されるのではないかと思われ、担い手のリーダーとなり得る認定農業者が増加することは、地域の農業後継者を育成する意味でも大変心強いものでありま

す。

今後の農業経営の健全化を図るためには、集落営農、農業法人の取り組みは、経営の多角化、複合化、さらにはコスト軽減、後継者の育成、就農形態の多様化の面から見ても大変有効的なものでありますので、組織の立ち上げ、運営計画の支援指導にも取り組んでまいりたいと思います。

また、農業基盤の取り組みは、生産性の向上、生産コストの低減、担い手の育成、農地利用集積の進展、耕作放棄地の回避を図る意味で大変必要なものであります。舟形町では現在、福寿野地区で圃場区画整備の工事中であり、小松原田地区では、今年度地区採択を受け、調査中であり、さらには、馬形川向地区と新福寿野地区で採択に向け協議を進めております。区画整備計画としては、現在1ヘクタールの大区画を基本としておりますが、地域の立地条件を勘案しながら計画策定に取り組んでいるところであります。

次に、3番、4番目の「高齢者の就農」についてお答えします。

舟形町の農業就業者平均年齢、2010年農林業のセンサスのデータで64.5歳となっており、806名の農業就業人口うち60歳以上の人口が567名で70歳以上の人口334名と、農業者の高齢化が進んでおります。

町では、「活気あふれる農業推進機構」で定年帰農の推進にも取り組んでおり、高齢者でも元気に農業を担うことができるような作物の開発、周年栽培の指導に努めております。その成果として、これまでほとんど販売実績がなかったオカヒジキ、行者ニンニク、やまがた地鶏、コマツナ、アスパラ菜などの作物を出荷しており、大型機械の導入や重労働の課さない高齢者でも農業ができる体制づくりに努めております。

実際に定年帰農においては、ここ数年、アスパラガス、ラズベリー、ニラなどの栽培に意欲的に取り組んでおられる方もおります。今後、定年を迎えられる方の農業におけるやりがいや所得向上につながるモデルケースの一つとして捉えてまいりたいと思います。さらに昨年、山形県では、高齢者でも栽培できやすい作物として、ワラビの展示圃場を舟形町に2カ所設置しております。早期成園化技術を活用しながら、最上地域における生産拡大による産地化を目指してまいりたいと思います。ラズベリーにおいても、高齢者や女性でも取り組みやすい果実で、降雪地域の最上地域で比較的栽培しやすく、雨よけ栽培法などを導入すれば高い品質のものを生産することも可能であると思います。

また、大きく変動する農業情勢に対応するためには、集落営農、農業法人の取り組みは大変重要な事柄と考えております。その中でコスト軽減や経営の複合化に取り組むこととなりますが、後継者の育成、多様な就農機会の設定も組織設立の目的となります。その中で、高齢者でも担える作業を整備し、就農について意欲ある方々にオープンに提供できる体制づくりも可能となりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、「コンビニ誘致での町の考え」の質問であります。

J Aスタンド跡地には、ファミリーマートの建築を核にして、その隣の用地に山形県警で駐在所、町では定住促進住宅を建築する計画としております。駐在所は、舟形駐在所と堀内駐在所が統合され2人体制になることから、2人のうちの1人の駐在が住める住宅としての考えもあり、新庄警察署長と協議した経緯もありますが、まだ具体的には決まっていない状況であります。

定住促進住宅の公募方法については、庁舎掲示板と町広報紙等で掲載し、周知をいたします。応募が多数であれば、住宅に困窮している度合いが高い者から入居者を決定していくことになります。

次に、コンビニとのかかわりでの質問であります。

7月14日に、本店の和田常務が来庁し、舟形町にファミリーマートが出店することについて、出店スタッフの判断では、場所が内カーブであること、舟形町では採算ベースは難しいこと、土地の面積が狭いことなどから、出店は難しいことなどから出店できないとの判断でありましたが、町の意気込み、姿勢を評価いただき、会社としては社会貢献として過疎地域の生活支援も考えており、ファミリーマート、地域の方々、町などが一体となって舟形町の店としての位置づけ、スタイルがとれることが前提としてできるのであれば、和田常務としては、スタッフの判定を覆し全国に舟形町しかないファミリーマートとしたいとお話をいただきました。

その前提条件というのは、町民の方々に定期的に広報をすること、コミュニティスペースはファミリーマートで整備するので、町のコミュニティの場所として位置づけていただきたいこと、移動販売も検討したいので、それらへの支援があれば地域も回り、配食サービス、生活物品の販売など、ひとり暮らし独居老人や高齢者世帯への対応も考えていきたいというものであります。加えて、地域の農産物、加工品を販売する産直のスペースも創出したいとのことでもあります。コンビニですので当然ATMも設置されますので、24時間お金の引き出しや払い込みもできるようになります。ただ、住民票の発行については、社会保障番号制の施行が28年1月の運用開始が迫っていることやソフトの改修が高額となることから、現段階では無理である旨を伝えております。

町としては、高齢者等の買い物対策、見守り対策、町内における将来的な店舗の確保などの見地から、ファミリーマートを誘致するため、行政として公平感を保ちつつ、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

具体的には、既に敷地の拡張及び造成を行っております。移動販売車については、27年度に要望するべく準備を進めております。住民票発行の見積もりも聴取しました。町営バスの停留所の創設については、ファミリーマートからバスの転回図をいただき、警察、国土交通省に設定可能かどうかの打ち合わせの準備を進めております。地域の農産物、加工品、お土産品、わ

かあゆ焼きなどについては、J A、商工会、振興公社、薫風窯から商品リストをいただき、取り扱い物件を検討していただいております。さらにコミュニティーの場所の創設もファミリーマートがすることで、今現在設計が進められております。

次に、オーナーの件であります。現段階では決定はしておりません。町内の方も、要件に合致すれば紹介いただいて差し支えないとのことであります。実際、町内の方にも紹介し、相談もされております。商工会にもやりたい方を紹介していただきたい旨のお話をしておりますが、いずれにいたしましても、ファミリーマートが責任を持ってオーナーを探すことといたしております。

議長 再質問を許可いたします。

1番 初めに、婚活サポートセンターが立ち上がりまして、全国放送の大イベントに続き、ことしの10月には舟形バージョンのお見合い作戦がありまして、8組ほどのカップルがありましたというふうな報告を受けております。なお、さらには、昨年度の全国版のお見合いで、また6組目のカップルが入籍されたということも伺って、大変前向きな形でカップルができ上がって、ずっと長続きしていただければなというふうな思いがあります。

その中で、全体的に見たときには、今回のお見合いにどうしても出られる方と出られない方と、いろいろな個人的な考えの方がおられるわけです。やはり昔のような形とは言いませんけれども、縁結び隊、要するに仲人をできる方々を、そういう人材の方を育成というか協力をもってよりよく縁を結ぶことによって、高齢化社会に対しての人口減少を食いとめ、なおかつ農業地域基盤の礎になろうかと思っております。20年、30年をめどに、前々を見据えた形の中でそこからやはり始めるべきと思っておりますけれども、仲人、仲買人、要するに縁結び隊の今後の推進に対して町長の考えを、もう一度お伺いしたいと思っております。

町長 ご質問のとおり、この結婚であります。結婚は、人口減少社会における最も大切な要素であろうというふうに捉えております。結婚をしなければ子供は生まれませんので、ぜひこの結婚の奨励という事業にこれからも取り組んでまいりたいと。

私がお見合い大作戦をした狙いが2つあります。1つは、全国から花嫁さんを募集しながら、何とか舟形町の独身男性を結婚させたいということと。もう一つは、今質問にあったとおり、半永久的に仲人の奨励というふうなものをやっぱりするべきであろうと。全体の大きなルールとすれば、この仲人さんというか縁結び隊の育成に私の狙いがあるわけでありまして。

したがって、26年度につきましては、この前、10月4日、5日、フナコン実行委員会の皆様のご協力によりまして実施しましたけれども、この縁結び隊、いわゆる運営委員会というふうなものが実はそのフナコン実行委員会の上にあるわけでありまして、運営をするためにはいろんな様式がありますけれども、運営だけでは困るということで、運営委員会イコール縁結び隊に委嘱したとこういうことでありまして、当然今質問があるとおり、縁結び隊を数多くして

1人でも2人でも多くの方が成婚になるように、この縁結び隊をぜひ充実のほうに進展していただきたいというのが、私の考え方であります。

1番 この事業は、県のほうでもやっているはずですが。県のほうでは、35市町村の中で15市町村ほどと提携しているというふうな形を伺っております。その中には当町が入っておるのでしょうか。要するに、県のそういうサイトにリンクされて、もう会員を募って、例えば県の場合でありますと、登録すれば、タブレットで自分が相手を探すこともできるというふうな形になっておるわけです。そういうのと県のそのサポートがリンクされているのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 今質問あったとおり、山形縁結び隊という組織がありまして、この研修会に7月11日、庄内地方の三川町、ここで仲人養成講座がありました。これに私は出席しました。ですから、舟形町のこの15名、これは登録されています。登録料も払っています。

1番 わかりました。

それは縁結び隊のほうであって、今私がちょっと言っているのは仲人側のほうではなくて、男性であって、女性の方々がいろいろ登録することによってタブレット関係で見れるというやつとリンクされているような形で、山形県のほうと舟形町が連携されているのかということ、ちょっと伺いたかったわけです。もしわかれば、後で答えていただきたいと思います。

国民健康保険では、出産育児金というようなやつがあります。今年度は何名ほどそれを出したのと聞いたら、舟形町では国保のほうでは3名だそうです。11月に出産の予定がある方があるので4名かなと。社会保険関係も入れて、舟形町内で一体何名ほど生まれるのかなときた場合には、やはりこの事業をしっかりと、子供を産んで育ててもらって住んでもらうというふうな形を力を入れて推進するべきだと思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農業関係の質問に移らせていただきますけれども、農業関係に関しては再三にわたって質問させていただいておりますけれども、改めて質問させていただきたいと思います。

今回、言うまでもなく米価の下落云々、社会諸情勢ともあわせて、かなりというよりも、もうやめるか、続けるかの選択肢をどっちかにしたいというほど厳しいような状況に今追いやられているような感じがします。その中で、それを再生する時期ではないかなと。やっぱり再生機構という形の中で、町長をはじめとしたかなり役員のほうでも協議をされているかと思えますけれども、ことし国の機関で立ち上げた農業中間管理機構が今スタートして、マッチング事業体制を今やっているところですが、舟形町には、活気あふれる農業推進機構というのが町長名で立ち上がって、今進んでいるわけです。その機構とこの管理機構を抱き合わせて、一つの対策室というふうな形の中にして事業を展開していくべきではなかったのかなというふうな思いがします。というのは、事業はいかなる事業でもそうですけれども、新しい事業に

いち早く手を挙げて、いち早く有利な体制で最大限に利用できるかという姿勢が一番大事だと思います。今舟形町では、基盤整備の進捗率が50%に届かないような状況の中で、どういう形で集落を整えていくかということが一番問題になっております。この機構の事業の中で、本来であれば舟形町で利用していくべきの一番の事業が、この中に農地集積協力金というふうな体制の支援があります。中身は、人・農地プラン、いろんな形の中、抱き合わせた事業ですけれども、例えば農家をやめる、リタイヤ組では云々、耕作集積協力金というものもあるわけです。

しかも、一番この機構がやろうという本来の姿の事業体制、これが地域集積協力金というやつです。こういったのは後で中身の数字を聞いてもらえればいかと思いますけれども、地域の農地を8割集積して農業機構に預けると。その8割を預けて集落営農を立ち上げてはどうなのという推進の仕方をしていく。その支援金は、10アールに対して3万6,000円出るわけです。例えば、わかりやすい100町歩の集落があったとします。8割だったら80町歩です。100%なら100町歩です。1反歩に3万6,000円が来て、それは地域をつくるためにいかなる使い方もやってもいいという形の中の事業です。こういうものを手にとって地域に出向いて、「今このとき、今だからやるべ」というふうな声をかける地域のリーダーがなかなかおりません。ですから、それを行政のほうで担っていただいて、火つけ役としてぜひやってもらいたいのですけれども、そういう動きのできるのは、やはり職員ではなくて対策室をつくってやっていくべきだと思います。そういった中で、活気あふれる農業推進機構を農業中間管理機構と抱き合わせて推進していく方向が一番かと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 今年度から、新しくこの農地中間管理機構が設定になったわけでありまして。佐藤議員のこの質問の内容にも、稲作一辺倒を大規模にするという方法論と、それからもう一つは、それ以外の稲作から園芸作物へ転換するという2つの両論があるだろうと。これを一緒にという組織的なものでありますけれども、確かに、組織的にすることはやぶさかではありませんけれども、その質の内容だと思います。やろうとする機運もあるかどうか。これは、農協さんもしかり、あるいは商工会さんもしかり、このやろうとする気持ちがやっぱり一番大事だろうというふうに思います。

活気あふれる農業推進機構の山川さんも、大分一生懸命になって今5年間ほど取り組んでおりますけれども、ようやく目に見えてきたのかなというふうに思いますし、その辺をまず新たな組織でいいのかなどうか。あるいは営農改善協議会もあるわけでありまして、要は、営農指導者というこの指導者、これを強固にしていかなないとなかなか難しいのかなというふうに思います。活気あふれる山川さんは、指導面、これも十分な方でありまして、あとは農協さんとのようにリンクしながら相乗効果を図って一本の線にまとめるかということだろうと思います。

もう一つは、認定農業者であります。何といたっても、町の農業の中核になるのは、認定農業

者でありますので、この前も協議会の総会の際にも若干申し上げましたが、皆さんがやはりこの認定農業者の皆さん、農業の中心になるというふうなことで、特に米価の動向が非常に定まらない時代がこれからも続くことを予測しながら、認定農家の方にも、経営転換というふうな意味で補助金の創設なども今回考えてみたいということでございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

1番 まず、前向きな方向でしっかりと引っ張っていただきたいと思います。

改めて繰り返しますけれども、やはり農業の現場には、今認定農業者が今期初めて72名、今現在、先ほど聞いたら100名近いというふうな形でありました。まだもう少しふやさなければ、ふえる予定だろう。どこまで底辺をもって認定するのですかというふうな質問をちょっとしましたけれども、これも県のほうの会議のときにはそういう話にもなっております。底辺を掘り下げてまでも認定農業者をふやしていくという姿勢をとることによって、ちょっと足腰の弱い農業基盤になってしまう。今強い基盤づくりを推進をしているけれども、実際は弱い基盤づくりに末広がり状態で、今をしのぐための策をとっているようにしか思えない状況であります。そこら辺を履き違えないようにしっかりやっていく方向性が重要かと思えます。周年給付金しかり、そのとおりだと思います。5年間150万円をもらえるから、もらえる就農するわよという言い方は間違いだと思います。スタートラインが利益が出ないだろうから給付するというスタイルが、周年給付金です。鮭川でも戸沢でも50万円何がしを町単独でかさ上げしながら農業者をふやして、それでいこうという意味でやっている反面、もらえるんだったら、5年間もらってから頑張るかなというふうな体制があるそうです。これは私的には間違いだと思います。そのような形の中で、舟形も、町のほうで周年給付金体制で新規就農者を支援していく体制はどのように考えておって推進しているのですか、ちょっと伺ってみたいと思います。

町長 周年農業関係については、有路課長のほうから詳しく答弁させたいと思います。

いずれにしても、認定農業者の皆様には、認定をしつ放しというふうなことではなくて、認定農業者は農業改善計画をしなければなりませんので、これの指導というふうな面が今まで欠けていたのではないかなという反省事項もありますので、その辺も含めて有路課長から願います。

産業振興課長 青年就農給付金についてなんですが、この目的は、もちろん今農業者の高齢化が進んでいると、担い手不足というふうな非常に大きい問題がございます。それを解消するには、やはり若い方に農業に携わっていただくと、担い手を確保するというふうなことが、これからの農業を維持していくには非常に大切なことだと。そういう意味で、青年就農給付金制度によりまして若い方が農業に取り組みやすい条件をサポートする制度というふうな基本的な考えがございます。

ただ、その中には、先ほど町長のほうからもお話があったのですが、その給付金に対処する

ためには、やはり申請者につきましてこれから農業をどのように計画していくのかと就農営農計画を策定して、自分の将来の農業設計を組み立てていただくわけです。そして、自立していくことが最終的な目標というふうなことで捉えています。実際、舟形町で去年青年就農給付金をいただいて、去年からですとことしを含めるともう4年給付できる権利の方がいたのですが、この給付金制度はやはり一つ所得が250万円以上を確保できれば外れると、言ってみれば250万円以上所得としてあれば、サポートしなくても自立できるという解釈であるのですが、2年目のある舟形町の1名の方は、頑張ることしに入りましてその所得目標を達成しておりまして、4年間受けられる権利はあったのですが、それを卒業して自立しているというふうなケースもございます。最終的には、やはり農業で自立していくようにサポートするというふうな目標で考えてございます。

- 1番 今の課長の考えは、適切な正しい指導で青年農業者が育ったというふうな形だと思います。それがまさしく国の施策どおり生きた金遣いという形だと思います。今後ともそういう形の農業者をふやすような形の推進をして、育てていっていただきたいと思います。

時間がなくなりましたけれども、端的に質問をさせていただきますけれども、その中で、オギャーと生まれてから最後まで、人生生涯現役という形の中で農業をできる現場づくり、また、今、周年農業給付金の助成事業が国のほうでありますけれども、舟形町では、単独で周年農業給付金に加えて、定年帰農農業給付金などを創設してはいかがでしょう。定年された方々、農業をリタイヤしようかなと思っている方々、だけれども、機械作業なり水の見回りなりいろんな仕事ができるような、人それぞれの環境に見合ったものをやってもらうというような形の中で、町単独でそういうふうな体制を整えていくべきだと思います。

それと同時に、学校が統合になりまして、学童農園並びに「食」の教育、これに関してはかなり薄くなってきているような感じがします。特に小学校関係です。前には、ソバ畑に学校のバスで出向いてソバをまいたり、野菜園で長沢では学校の前に圃場があってつくられていたりしておりました。しかし、今、統合になった学校の農園をちょっと見てみますと、なかなか手がかかっていないかなというふうな状況です。一つ一つ確実に外さないで教育をしっかりと教育委員会のほうでも計画しながら、学童農園並びに食育をしっかりやっていただきたいと思います。

それと、今回、今町長が言われました土地利用型農業並びに集約型農業という形があります。土地利用型農業の形の面で今やっぱり基盤を整備していくべきだと、やり手を効率化されるために。それと、もう一つは集約型農業、園芸関係をやっていくと。舟形町の場合は、土地利用型ではムラサキノウさん、集約的農業ではマッシュルームさんがあります。しかしながら、今回、学校側の経営がだめになって、今現在農業委員会のほうにマッシュルームの計画造成予定地が出されていると思いますけれども、この用地は春先からさっぱり管理されておられませんで

した。今回農業委員会に上がったかと思いますが、農業委員会のほうでは、今現状に予定されているところ、県の景観眺望第3号に指定されております。それに関して農業委員会のほうではどのような意見をされたのか伺ってみたいと思いますので、よろしいでしょうか。

町長 まず、第1点は、今、少子高齢化の時代でありますけれども、高齢化については、60歳定年以降も、私は常に75歳までは働いてくださいということでありますので、そういう定年になった方も農業ができるような仕組みづくりを考えてみると。

それから、子供たちに夢のある農業作業というふうな教育ですね。これも大事だと。これは少子高齢化の原点であろうと思います。

農業委員会会長がおりますので、後段の質問については、会長からひとつお願いします。

農業委員会会長 この間、マッシュルームさんから一応提案がありました。そして、現場に見に行ってきた、我々はやっぱり農地転用のその文書だけで、ある程度までは私は土地改良区さんと話ししましたからと供託書ももらいましたとあって、その辺のをずっと加味しながら、一応私たちの書類上には何も異常がなかったもので、別に私は、「これで日本一になるのか」と言ったら、「いや、まだ3番目です」と言っているから、「では、頑張ってください」ということで、その後、農業委員会では決議しまして、そのまま了承したところであります。以上です。

1番 水道関係も引かれていなくて水道供給区域外であるか内であるか、今後どういうふうなこの水の使い回しをやっていくのか。例えば、沖の原に、被災地からアイカワさんという方がおられて、今ハウスを建てて農業をやろうとしています。町のほうに水道を引っ張ってくれと言ったら、供給外だからできませんとただ断られたそうです。大石田のほうで加工をしていくというふうな形で非常に残念がっておりました。

最後に、1分になりましたけれども、コンビニが入らなくて、かなりの支援体制で町のほうが誘致に向かっております。これは、中学生議会並びに町民みんなの願いだと思います。今後どのような支援体制を続けながらしっかりと体制をつくっていくのか。そういう支援体制があれば、逆に町内の商店を物すごく支援していくのか。この支援体制をしっかりと訴えた中で、町内の方にオーナーとならないかという呼びかけをしているのか。そこら辺を時間内でお願いします。

議長 時間内で。

町長 まず、公平感が保つような取り組み、これを守っていきたいと思います。

議長 いいですか。

1番 まとめてもらったので、時間がありませんので質問しても無理だそうですので、公平感のあるような体制でコンビニを誘致していただきたいと思います。

議長 それでは時間が来ましたので、以上をもって、1番佐藤勇議員の一般質問を終結をいたします。

それでは、引き続き一般質問をお受けします。

8番 それでは、私から、さきに通告しましたとおり、「定住自立圏構想への対応は」と題しまして質問いたします。

舟形町も、昭和29年町制施行以来60年を迎えましたが、町の将来像を考えるに、決して落胆できる現状ではないことは町長も認識されていることと思います。

人口の減少や高齢化に伴って、空き家の増加、事業所の閉鎖や廃業、転出等のさまざまな問題の発生は、近年、町の趨勢に大きな影響を及ぼし、このことは全国的な地方都市や近隣市町村の抱える問題であり、単一の自治体が自力で住民が安心して快適な生活を送るために必要な行政サービスの体制整備や維持が困難な状況になってきているのが現状であります。そのことが雇用機会の減少や人口流出に拍車をかけ、さらに過疎化が進むという負のスパイラルを引き起こしていくことになっております。

人口減少への対策となると、主には、婚活や少子化対策に走る傾向にありますが、地域同士が抱える課題を分析し、限られた地域資源や人材・産業を最大限に活用した幅広い戦略が、定住人口の確保につながると考えます。

先日、某テレビ番組で、「将来消滅するかもしれない都道府県トップ10」という内容が放送されていましたが、不名誉ながら山形県が第7位にランクインしておりました。

国で、声高に中身の伴わない「地方創生」が議論されていますが、現実には直面している町村にとって、地方の生きる道を探る手だてを考えるのは喫緊の課題であると考えます。近隣市町村が協力し合い、生き残りをかけて、健全な財政の確保対策をはじめ、効率的で質の高い行政サービスを継続的に提供できる体制整備をできるだけ早く確立することを望みたいところであります。

4年前の12月定例会において、「最上広域連携を問う」と題して一般質問をしましたが、その後、首長をはじめ各自治体間でどのような話し合いが持たれたのかの経過報告と、新たに、「人口減少、少子高齢化を見据えた広域連携のあり方」が議論され、圏域の総合的かつ計画的な事業実施や整備推進を目的とした広域連携の仕組みとして定住自立圏構想が推進されていますが、ぜひ前向きな取り組みを期待するところであります。

最上地方の進捗状況と取り組みに対する町長の考えを伺います。

町長 それでは、8番八揆議員の「定住自立圏構想への対応は」について、ご質問にお答えします。

地方における大幅な人口減少、急速な少子化・高齢化が見込まれる中、安心して暮らせるまちづくりのために最上管内8市町村が相互に連携・協力していくことは、大変重要なことでもあります。

さて、ご質問の1点目であります。平成22年12月定例会の一般質問にありました最上広域連

携の経過について報告します。

平成22年5月に立ち上げた広域連携推進協議会では、「広域連携による行財政の効率化」、「広域連携による地域づくり」、「広域連携によるコミュニティーの醸成」の3つのフレームについて議論しながら、地域総合力の向上を図ってまいりました。

主な取り組みの例では、平成23年9月、最上広域婚活実行委員会を立ち上げ、最上地域の独身男女の結婚をサポートしております。

次に、広域連携による地域づくりのために、平成24年6月に県立新庄病院の改築にかかわる要望会を実施し、最上地域唯一の中核病院としての住民に信頼と安心を与える医療提供をしていけるように、早期改築、産婦人科と小児科などを含めた機能強化について、吉村知事に5万1,898人の署名を添えて要望した経緯もあります。

また、平成24年6月には、東北カートン株式会社と、災害ときにおける物資調達にかかわる協定を、そして26年2月には、ヤマト運輸株式会社と緊急物資輸送及び拠点の運営等に関する協定を締結し、圏域全体の安心安全を確保するに至りました。

平成24年7月には、最上地域における諸課題について調査研究し、各市町村の政策推進に資するとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、「最上地域政策研究所」を設立しました。地域内の市町村と県が共同で政策研究機関を設置することは、全国的にも例のない取り組みと考えております。この研究所の提案によりまして、今年度、「最上地域6次産業化商品販売促進事業」を展開しております。来年度は、「生産者ネットワーク構築による地域商品力の底上げ」、「最上ファンづくりによる通信販売の強化」などを目指して事業を行っていく予定であります。農産物など最上ブランドの確立と一元化に大きな期待を寄せているところであります。

さらに、広域連携による地域づくりのために、平成25年7月には、企業誘致対策について議論を進めました。それらの成果として、新庄中核工業団地企業立地等雇用促進奨励金を設立し、新規常用雇用従業員の人数に応じて奨励金を交付することといたしまして、今年度から実施しております。このことが企業立地の大きな切り札となり、誘致活動に大きな成果をもたらしていると思います。

そのような状況の中で、今般、総務省が進めている「定住自立圏構想」であります。今後の新庄最上地域における広域連携を推進する上で欠くことのできない取り組みとなります。これは、人口5万人程度以上で昼間人口の多い「中心市」と、生活・経済面でのかかわりの深い「近隣市町村」で形成する圏域が、相互に連携・協力し圏域全体で生活に必要な機能を確保することで、地方圏への人口定住の促進、住みやすい地域社会の形成を目的とした広域行政の制度であります。

新庄最上地域では、これまで6回の広域連携にかかわる勉強会を行いながら、現在、8市町

村長による意見交換会と構成8市町村の企画担当課長による定住自立圏形成検討会議によって、検討作業のステップを上げて議論をしているところであります。

中心市との協定によって「定住自立圏全体の活性化を通じての人口の定住を図る」という観点から、重要な視点が3つあります。1つ目の「生活機能の強化」の分野では、医療・福祉の充実と企業誘致など、2つ目の「結びつきやネットワークの強化」の分野では、地域公共交通、結婚支援、空き家対策など、3つ目の「圏域マネジメント能力の強化」の分野では、有望な人材確保と職員合同研修の充実などについて、広域連携により取り組むことが重要な政策であると考えております。

また、地域住民の生活実態、ニーズに対応した圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取り組みを支援するため包括的財政措置が講じられることから、有効な活用を目指してまいりたいと思います。今後は、連携項目に関連する担当課職員による「定住自立圏形成検討ワーキング部会」を含めて具体的に役割分担し、連携していく内容について検討いたします。

定住自立圏共生ビジョンの期間はおおむね5年間であります。この5年間で足りるに、今後、定住自立圏の将来像をしっかりと見据え、将来像の実現に向けて関係市町村が連携して推進していけるよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、一般的に考えられる定住自立圏構想実現までの事務的な流れを申し上げますと、1つが、新庄市の中心市宣言。これは、最上地域の場合は、平成27年9月30日が期限であります。2番目が定住自立圏形成協定の締結であります。それぞれの議会の議決により、新庄市とそれぞれの市町村が1対1で協定を結ぶ締結事項であります。そして、3番目が圏域共生ビジョン懇談会の開催。4番目が、最後に定住自立圏共生ビジョンの作成という順序になろうかというふうに思います。

議長 再質問を許可いたします。

8番 今、町長のほうから、これまでの報告とそれから現状を答弁していただきましたけれども、平成22年に立ち上げました広域連携推進協議会、その中で経過報告でも話し合われた3つのフレームの1つに、「広域連携による行財政の効率化」というのがあります。たしかその当時は、この効率化について7項目があったというふうに思うのですが、今答弁の中にそういう部分がなかったのですけれども、この7項目の内容とその話し合いの経過について、もう少し詳しい答弁をお願いしたいと思います。

町長 この3つのフレームの1つが、今ご質問ありました行財政の効率化、これは7つあります。

1つは最上地区広域連合の見直し、効率化の検討。それから体育施設、観光施設等の共同管理あるいは共同利用。3番目が技術職員等の専門職員の市町村間の人事交流、あるいは4点目が税、使用料などの公金収納の広域化。5点目が戸籍の電算化の共同発注。6番目が住民基本カ

ードの利用によるサービスシステムの開発。そして7番目が行政委員会等の統合の検討のよう
であります。そして、その他というふうな条項のようでありました。

8番 今町長からこう羅列をいただきましたけれども、この中で1項目でも浸透したもの、ある
いは、これは重点的に話し合いをしたものというものは何かあるのでしょうか。

町長 この中で、正直言って目に見えるような具現化のことはないようではありますが、戸籍の電
算化の共同発注というふうなものが1つにあるであろうというふうに思います。

それから、市町村のこの人事交流であります。先ほども最上政策研究所というふうなことで
ありましたけれども、これは、八鍬議員もご承知のとおり、これ以前は合併手続の、それから
地域総合力の向上。2つのこの分野で分かれて進展してまいりましたけれども、その中でも特
にこの最上地方の職員の交流をまず図って、お互いに胸襟を開いて最上のこれからのあり方を
職員間で交流しながら提起していただきたいということで最上政策研究所という、これは各市
町村と県がタイアップするという全国でも珍しい取り組みというふうなことで評価いただい
ておりますけれども、この分野ではこれが一番大きいのかなというふうに思っております。

8番 それでは、後ほど触れたいと思います。

何といいましても、現在の課題は、やっぱり大幅な人口減少と少子高齢化対策だろうという
ふうに思います。

午前中の奥山議員の推計とは違うんですけれども、10年後の2025年、舟形町の推計される人
口は約5,427名、高齢化率は40.1%、しかも、75歳以上がその中でも21.9%と、こういうふうな
状況をいかにして乗り切るかということになると思います。

きょうの一般質問の中でほとんどの議員さんの質問に出てきました、この結婚サポートとい
う言葉が出てきましたけれども、それなりの効果も出ているようであります。しかしながら、
少子化対策というのはそれだけでいいのかというふうに思うわけであります。そうした形を進
めれば進めるほど、その受け皿といいますか、例の保育所の問題もあります。やっぱり子育て
を安心してできるようなまちづくりというようなことも充実をしていかなければならないと
いうふうに思うんです。でも、現在も未満児の受け入れが満杯のようでありまして一時預かり
のようでありますけれども、受け入れを断られるというようなケースもあるようであります。
そんな意味で、子育てのしやすさというものを売り文句にしている町にとっては、この辺の充
実も万全を期すべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

町長 人口減少する中で、やっぱり一番大きなメーンは働く場所の創出というふうなこともあり
ますけれども、半面、今申し上げたように子供の数をふやしていくという政策。そして、子供
を育てやすい環境にするというふうなものが一番大きな要素ではないかなというふうに思い
ます。医療費の無料化も実施をしまして、舟形町ではゼロ歳児を引き受ける最上郡でも多い
市町村ではないかなというふうにもお聞きしております。これからも、そういう子供さんがふ

える要素、子供さんがふえるといいますか預ける環境が多くなっていくのかというふうに思いますし、果たして保育所だけでの運営でいいのかどうかというふうな面もあろうかと思えます。これは、今ご質問の定住自立圏構想の中で、例えばゼロ歳児未満を最上一円として定住自立の中でできないものかどうかということも検討に値すべき事項ではないかなというふうに思いますし。とにかく子供さんが生まれやすい環境づくり、育てやすい環境づくりというふうなものをどのようにすればいいかというふうなものを、これから町単独の中でも検討をしながら、あるいは最上広域全体でも検討していかなければならない大きな課題ではないかなというふうに、まず、今の段階で捉えております。

8番 それでは、本題の定住自立圏構想に入りますけれども、先般、最上地方の町村議員の研修会で、この定住自立圏構想についての研修を受けました。その中で、今ですと国の財政支援ということで、単純な数字の列記になりますけれども、中心市にとっては約8,500万円、近隣の市町村については1,500万円程度を、特別交付税というふうな形で算入をすると、そういうふうな内容のようでありますけれども、先ほどから町長の答弁を聞いておりますと、この定住自立圏構想、今進行中というふうにとれるわけですけれども、一つ気になったのが、その中心市の要件を満たす新庄市がまずもって中心市宣言、こういうものをやらなければならないというふうに聞いております。それが、本来であればその中心市に新庄市は該当しないのだけれども、平成29年9月30日という期限つきで手を挙げれば、経過措置ということで中心市として認めると、そういうふうな状況のようではありますが、新庄市さんはこのことについてきちんと宣言をするというふうに明言しているのでしょうか。

町長 首長会議の中では、新庄市さんが中心市を宣言するという方向で今取り組んでおりますので、そのために今勉強会を立ち上げていると、最上総合支庁と共同で今勉強会に取り組んでいると。取り組むということは、中心市の宣言を行うという前提に立ってのことであるというふうに私も理解をしております。

8番 まず、この構想が実現するためには、それが一番最初にはっきりしなければ前には進まないんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひ首長さん方の会議の中で、この新庄市の意志というものを早く確認をしていただきたいものだなというふうに思います。その後、各市町村との協定の締結というふうになると思いますが、町長の答弁の中で、当然のことにタイムスケジュールのようなことが答弁されております。ただ、今回の質問の趣旨は、省庁がこの取り組みに賛成しているのか。そして、やるからには舟形の将来にとってどれだけメリットがあるのかと。裏を返せば、現在町で抱えているリスクの解消にどれだけ効果が期待できるかなというふうに私は思います。そんな意味で、町長としてこの定住自立圏構想をやるのであればぜひこれだけは改善をしたいと、そういうふうな目玉というものがあるのでしょうか。もしあったら、お願いしたいと思えます。

町長 今後のスケジュールですけれども、これは明確になっています。来年の2月に新庄市が中心市の宣言を行うということが決まっております。その前段に、各それぞれの市町村の議員の皆さんに中心市の宣言案についての説明を行うというふうなことで、今スケジュールの中でのっておるようであります。

それから、この定住自立圏構想の大きな狙い、あるいは舟形町の取り組みというふうなことでありますが、正直言って、山形市あるいは酒田市、鶴岡市、今3つの山形県でありますけれども、大体通常というふうな一般の都市の先ほどの3つの機能を言いましたけれども、医療、福祉、教育、産業振興あるいは地域公共交通、いろいろあるようでありますけれども、私はこれ以外に持っていけないと、スケジュールの中での取り組みの素案という一般的なものはありますけれども、私の期待するのはこれ以外のものであります。先ほどもちょっと言ったかもしれませんが、まず今のこの市町村の財政状況をずっと考えてみますと、これの市町村で一番大きい一般財源、地方交付税、これはそうふえる要素は現実問題としてないであろうというふうに思っています。したがって、先ほどの2番議員にもちょっと申したかもしれませんが、各市町村間で独自に今までサービスをやってまいりましたけれども、これ以上さらにサービスをしていくというふうなことはなかなか難しい面が出てくるのではないかなど。そこで来たのは、この定住自立圏構想であります。私は、首長会議で8市町村あるいは最上総合支庁に言っているのは、この好機を捉えて、例えば八ヶ岳議員が言ったとおり新庄市で8,500万円、それから舟形町、いわゆる7町村で1,500万円、これを7倍して足しますと1億9,000万円になります。1億9,000万円というお金をまず財源にして、国、県、あるいはその他団体からお金をもらう仕組みをつくってはどうかということを私は申し上げております。

これをやらないと、今の新庄最上地方、企業にしても働く場所あるいはあと住む場所です、この2点が解消できないと。これは呉越同州でお互いに考えを一致して取り組んでいただきたいということを再三申し上げておりますので、そういう方向で舟形町も、そこに自分の例えば先ほどの齋藤議員の言うような道の駅なんかもいいだろうし、あるいは、先ほどの奥山謙三議員のお話のビジョンの策定もいいだろうしというふうに、今の時点で私は前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

8番 私も、リスクの解消がどれだけ期待できるかという意味では、町長と同感であります。今の町長の答弁で新庄市が2月に行うということでもありますけれども、これは間違いありませんね。このことを受けて、もしそうであれば、契約の協定の締結に向けまして議会としてもいろいろ議論を加速させなければなりませんので、それは間違いのないということで確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、契約が締結されるというふうなことで続けますけれども、現在広域事務組合ということで、消防なりごみ処理ということで広域連携の基礎というのはこの地域はできていると

いうふうに思います。それに、財政効率あるいは医療福祉の充実ということを図ることを考えますと、新庄市を中心に国保の連合があります。それへの加入と、あるいはこの事務事業の拡大ということもぜひ考えていただきたいというふうに思うわけですが、現在このことについて町長はどういうふうにお考えでしょうか

町長 22年のときにも、この話が実はありまして、最上、舟形、大蔵を除いた今最上広域連携をやっているわけですが、お話によりますと、この連合体の仕組みも大分よくなったというふうにお聞きしておりますし、ある首長さんから、「舟形町さん、入らないかや」というふうな何回もお誘いは受けておりますけれども、正直言って今国保体系も、平成29年度から県のほうに一本化になるという国の法律改正が来年度あたりなるようでありますので、それらを待ちながら対応してみたいなというふうに思っております。

8番 それでは、次に、先ほど町長の答弁にありました、この最上地域政策研究所であります。全国的にも例のない取り組みであるというふうなことで、それなりの成果も上がっていることのように、大変にいいなというふうに思うのですが、議会でもよく取り沙汰されております人材育成、あるいは職員の教育、あるいは研修機会の拡大という面からも、ぜひ今後もこの拡大に期待をしたいというふうに思うわけであります。それが今後の各町村間の人事交流というような形になれば、全国で今64圏域あたりでその実績があるようですが、それが実現すれば、この地域連携も大変加速するのではないかと。ぜひ、町長も先に立ってそういうふうな進め方をお願いしたいというふうに思いますが、どうですか。

町長 この最上政策研究所であります。今年度から新たに26年・27年、24年・25年、2カ年の同じ職員が月1回、最上広域の研究所に行って、グループを編成しながら各市町村2名ずつです。さらに最上広域1名、それから山形県のほうから1名だったと思います。総勢十何名の構成で部会をして、4部会でしたか、部会を開いて、2年間目的を定めて、それを研究して発表すると。そして、各首長、1カ月1回講演です。この職員に対して、1時間にわたりまして講演するわけです。今回、24年・25年、そして26・27年、2名ずつ派遣しましたけれども、今年度から新たに2名の職員を派遣して2年間の研究所。そして、今回も、私も講演をもう一回またやってまいりましたけれども、お話をしておりますと、いろいろ質問もありますし、首長の生き方、あるいは仕事、考え方、思いというふうなものがつぶさに出てくるのかなど。それ以外にももちろん県外研修、県内研修もありますし、それ相応の旅費と出張の研修も応分に最上全体で負担するというふうなことで。これをずっと続けますと、農業面、観光面、いろんな職員が集まってまいりますので、胸襟を開いて切磋琢磨の論理でいい方向に私はまとまるんじゃないかというふうに思っています。

8番 ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

それから、企業誘致に関しての成果報告がありましたけれども、やっぱり定住人口を拡大し

ていくためには、雇用の場を広げることは絶対条件だというふうに思います。そんな中で一つ気になる記事を見つけたのですけれども、今国が進めております最重要課題の一つ、先ほどから出てきました地方創生があります。その中で、石破大臣が、11月13日のヤフージャパンの共催で開かれた討論会のようなのですが、この中で、「公共投資と企業誘致は限界を迎えている。27年度中に全市町村に産業や人口・財政問題についてどうするのかの総合戦略をつくらせる」と、こういうふうな発言をしております。それに加えて、「補助金の効果を検証し、それがまずかったら自治体の経営者をかえる」と、こういう発言をしているんですね。自治体の経営者をかえるというのはどういうことかなというふうに私はちょっと疑問に思ったのですが、この文章からいきますと、地方創生ではなくて地方のつくりかえではないかと、こういうふうにも受け取れるわけですが、こういう発言について、町長はどう思いますか。

町長 石破大臣の一つの発言のちょっと要旨は私の手元にありませんけれども、もちろん沼澤課長が持っていれば、後で答弁させたいと思います。

この地方創生の考え方でありまして、先ほども奥山議員にもお話ししたとおり、地方が活性化しないと日本が元気にならないということからこの法律もできたわけでありまして。この総合戦略というふうな地方創生のほうも、5年間のこの計画をつくらなければならないと。努力義務でありまして、おいおい努力にしてもつくれば、この補助金と申しましょか、支援金も出てくるのかなというふうに思いますし、何と申しても、今八鍬議員が言ったとおり、働く場所が確保にならないと地方が活性化にならないわけでありまして、今国のほうでもそういう総合戦略をしながら将来の人口分析もそれぞれの市町村で行って、そして、それに対応するような戦略あるいは事業の展開を求めてくるのかなというふうに思います。

今後段のほうで石破大臣が言った発言は、ちょっと私はわかりませんが、私は地方創生をまず強力に進めていくという捉え方でありまして、あの人にも直接私はお会いしましていろいろお話を聞きまして、正直言って、あなたがこれから地方の活性化を進める一番大事な人だから頑張ってくださいというふうに申し上げてきましたので、そういう発言はなかったのかなというふうに思いますので、その辺は、もしもあれば沼澤課長から答弁させます。

まちづくり課長 ただいまのご質問ですが、私のほうもちょっとヤフージャパンの記事をあいにくと持っておりません。ただ、今後の地方総合戦略について県からの説明があります。それについてちょっと若干読ませていただきます。

地方公共団体において、国が策定する「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案して、当該地方公共団体の人口動向を分析し、将来展望を示す「地方人口ビジョン」と、それをもとに当該地方公共団体における今後5カ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する「地方版総合戦略」を策定していただきたいというふうに考えているというふうな国からの指示があります。これは努力義務ではありますが、今後、当町としてもつくる計画にあります。

8番 このことについては、やっぱり地方の自治体の長としては、ぜひあの発言の真意ぐらいはやっぱり明らかにしていくべきではないかというふうに思うんです。午前中、奥山議員の一般質問の中で、この地方創生についての学習会というような提案もありましたけれども、ぜひ、そういった中でも、そういった発言の真意も含めて、全国の町村長会も含めて行動を起こしていただきたいというふうに思います。

時間ありませんけれども、いずれにしてもこの定住自立圏構想をうまく活用しまして、地域連携を図りながら行政のスリム化を図って、町長の言う「新たな結いの創造」を広域的に拡大していただきたいというふうに思います。3番議員の質問にも、特産品の情報発信というようなことも8市町村でというふうな話もありました。そういう意味からいいますと、やっぱり各議員さん、この広域連携というものを期待しているのではないかというふうに思います。その意味で、町長の少しこの取り組みに対する姿勢をお伺いして、終わりたいと思います。

町長 新たなこの地方創生の法律、これが5カ年計画の総合戦略、並行してこの定住自立圏構想、これも5カ年計画という並行しての総合戦略でありますので、これと一体となってやっぱり取り組んでいかなければならないというふうに思いますので、議員の皆さん方もひとつよろしくご指導を賜りたいというふうに思います。以上であります。

議長 以上をもって、8番八鍬太議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

あしたは午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後3時05分 散会

平成26年12月4日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成26年舟形町議会第4回定例会第2日目

平成26年12月4日（木）

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会委員長 佐藤 順子
総務課財政管財班長 小野 芳喜	選挙管理委員会書記長 中山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

- 日程第1 承認第 2号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
について
- 日程第2 発議第 5号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第56号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第4 議案第57号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
について

日程第5 議案第58号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第59号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第60号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

日程第1 承認第2号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第2号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について議題とします。

財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第2 発議第5号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 発議第5号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

9番 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、発議第5号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第56号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について

議長 日程第3 議案第56号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入についての質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を許可いたします。

3番 1点だけお伺いします。16ページ、2の1の4、会計管理費。右のほうを見ますと、源泉所得立替金、延滞税と書いてございます。内容を見ますと、所得税の源泉徴収漏れ、今、新聞等々で話題になっています。各市町村で発覚してございますが、なぜこういうことが起きるのか、お伺いします。

総務課長 これについては、町のほうでは、基本的に報酬関係については以前からずっと源泉をしておりましたけれども、今回は、24年6月14日の島根県庁における税務調査を発端にしまして、委託料について特別徴収漏れがないかというふうな税務調査が入りまして、それで、そこで発覚をしまして、全国で調査が入りました。

問題なのは、委託料については町のほうでは認識がございまして、新聞紙上のほうでも報道がありましたように、委託料ですので特別徴収の義務はないというふうに考えておりましたけれども、基本的には、会社であれば税務申告をするので徴収の必要がありませんが、個人事業主の場合について特別徴収をしなければならないというふうな税法上に規定があります。町のほうでは基本的にはそういう認識を持っておりませんで、勉強不足というふうなこともあります。税務署のほうからの指導についてもこれまでなかったというふうなことで、特に問題はないだろうと。基本的には、その人の収入については本人が税務申告をすべきというふうなことで判断をしておりましたが、それについては間違いであるというふうな指摘があって、今回、税務署のほうから2,010名、1月1日から直近までの委託料等について調査をしてくださいというふうな指導がありまして調べたところ、32件、6個人について、個人事業主が6件ありましたので、測量設計士が主ですけれども、そういったことで徴収漏れが発覚しまして、それについて、町のほうでは一旦本人のほうから特別徴収すべきでありますので本人から徴収をして、町のほうで不納付加算金と延滞金をつけて納めなければならないというふうなことになり

ます。本来であれば、本人からいただいてそのまま延滞金をつけてやるわけですが、延滞金、不納付加算金については町のほうが原因だというふうなことで本人からは徴収できませんので、なるべく早く税務署のほうに立てかえ払いをして、町のほうでその方をお願いをして町のほうにいただくというふうなことで、歳入のほうにも不納付加算金、延滞金以外の分についてはいただくことで歳入を見ております。歳出のほうで一時立てかえ払いをして納めるというふうなことでございます。本人につきましては税務申告を今までされていきますので、修正申告をすればその金は基本的には戻ってくるというふうなことで、本人の負担については、きちんと申告されている方であれば、一旦町には納めていただきますが、税務署のほうからはその金額は戻ってくるというふうなことになります。

3番 今、新聞等々で出ていますけれども、これは、例えば県内全市町村該当があればそういう認識でおるので、同じ認識でこれからどんどんと全市町村が発覚してくるということなんですか。それは認識の違いというんですか。どうなんでしょうね。その島根県云々の話がありましたけれども、それが入らなければわからなかった、そのままずっと進んでしまうという話なんですかね。

総務課長 基本的に、どこの市町村もそういう認識を持っていないようで、きのう現在で、県内で21市町村のほうでこういう発表がなされているようですが。委託料でも、法人、株式会社、それから有限会社、そういったところに委託しているところであれば、そういうことは認識がなくてもそういう問題はないというふうなことです。今回は、全国の税務調査が入っているというふうなことで、どこの市町村もそういったことで、小さい業者さんのほうでも、金額が小さいものについては町の業者とかそういったところに発注したことによってそういった問題が出てきたというふうなことで、管内のほうでも、個人事業主に発注したことがない町村だけがそういった問題が出ていないということで、個人事業主のほうに発注している市町村はほとんど出ているというふうなことになります。

3番 本町該当のその6個人については、総務課のほうで話をして、はいと了承しているわけですか。

あと、もう一点、この件については、舟形町でもこういうのがあったということであしたの新聞にも出るんですか。

総務課長 きょう議会が終わりましてから、全協のほうで今のことになりますが説明をするので、報道の取材があれば、新聞に出るというふうなことになります。

町のほうでは基本的には公表基準を持っていませんので、どういう場合について公表するかということはないのですが、基本的には、この問題については全市町村が公表されておりますので、公表するというふうなことになります。

それから、個人のほうにご連絡をしているのかというふうなことですが、これが整理できま

したのは11月30日ごろになりまして、これについて全部拾い上げたのが225件ほどありましたけれども、それについて、今回についてはここだけが問題だというふうなことで税務署から指摘されている部分について、32件、6個人が出ているというふうなことになりまして、その個人にはまだ伝えておりません。新聞報道で認識されているというような方もおりますが、一応この予算措置を終えまして、町のほうで5年間の月ごとに源泉徴収票を策定をして、担当課長のほうがその6個人のほうにお願いに行くというふうなことにしておりまして、個人のほうにはまだ連絡はしておりません。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。(「歳出じゃないの」の声あり) 大変失礼しました。

これをもって歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第6款農林水産業費から第10款教育費についての質疑を許可いたします。ありませんか。

3番 30ページ、8款の土木費、次のページの32ページ、右のほうに測量・設計委託料、工事請負費ということで880万円のとってございます。趣旨説明を見ますと、この定住促進云々で国交省との協議により工事費がかさんだと。約1,000万円近くその工事が急にかさんだ理由とございますか。何でこんなに急に約1,000万円もかさんでしまったのか、お伺いします。

地域整備課長 定住促進住宅建築の予定で、当初ファミマが建設される場所に予定しておったわけなんですけれども、ファミマがJAスタンド跡地に建つということで、急遽、隣の敷地を求めまして建築するというふうな計画を立てました。それに伴って造成する工事が必要となってきたわけです。造成するために富長橋の上流の河川の砂利をいただきまして、そこから運搬して現在造成をしております。そういう造成工事分、それから、河川の砂利を運搬する分、あと国道ですので国道の24条工事が必要になってきました。それによりまして、24条工事分と合わせまして880万円の補正が必要というふうな形になったわけです。

3番 済みません。24条というのがちょっとわからないんですけれども、それを教えていただきたいことと。この主な事業の内容を見ますと、国交省との工法との協議ということで、その国交省との工法を主にやっているのはどこなんですか、何なんですか。

地域整備課長 24条工事というのは、国交省の国道との出入り口、住宅と国道をつなぐ出入り口の工事になるわけです。それが24条工事としまして国交省と協議してしなければならない条件がついております。そのために、このたびの定住促進住宅、それから駐在所の分の出入り口もありますけれども、それとあわせまして24条工事の申請をして、許可を得て工事を行っているというふうな形になります。

3番 国交省との協議はわかりますけれども、最初からあそこの敷地の前には国道が走っているわけだから、国道の出入りは必ずしなくちゃいけないと、最初からわかっていただけでしょう。わかっていながら、何で今さらその1,100万円もふえるんですかと言いたいですよ。急に国道に出る出入り口ができたのであれば、その工事費に800万何がしかかかるかもしれませんがけれども、当初から前には国道が走っているとわかっていながら、何でその1,000何がしの部分を見込んでいなかったのかということです。

地域整備課長 当初はJ Aスタンド跡地に建てる計画で予算措置していただいたわけなんですけれども、急遽その隣接地を求めまして建てるというふうな計画になったわけです。そのために、J Aスタンド跡地は出入り口があったわけなんですけれども、その隣地については民家があったわけですので小さい出入り口はあったわけなんですけれども、それでは足りないということで新たに出入り口2カ所をつくるというふうな形になったわけです。そのために、工事費としまして、先ほど言いました河川の砂利をもらって運搬する掘削運搬代、それから、その敷地の造成工事分、あと、先ほど言いました24条工事分等がふえてきて、そういう880万円というふうな追加工事がふえたわけです。

総務課長 今のことについて補足をさせていただきたいというふうに思います。

私のほうで、ファミリーマートの関係で隣の敷地のほうに駐在所を移転してほしいというふうなことで、県警のほうにお願いをしてきました。今現在、斎藤議員が言われるように進入路がありますので、それを使って町のほうとそれから駐在所のほうに入っていただきたいというふうなことで、そうすることによって工事が不要でなくなるものですからそういったことでお願いをしましたがけれども、今現在のところは町のほうの部分におおむね入っているというふうなことで、県警さんのほうでは人の土地に入って駐在所のほうに入るというふうなことでは、それはできないというふうなことになりまして、こちらのほうにつくってくださいというふうな話になりました。そのつくる中でも警察のほうの基準があって、大型車をそのほうに入れなければならないというふうなことで、入り口の間口が8メートル以上をつくってほしいというふうなことになっています。

そういったことで、駐在所のほうにも入り口が条件だというふうなことと、町のほうについてもそこがぎりぎりの線に駐在所との境になるものですから、別々に建物に合ったところから進入するというふうなことで、基本的にそこには水路が入っているものですから全て埋めなければならない状況になっていますので、そういったことで協議をしております。

そういったことで、そのの工事が必要になったというふうなことと、今現在そのの雨水処理については道路の側溝のほうに水が入っているのですが、ここを造成するに当たって土地の周り、東側のほうに水路を入れて1カ所で水を抜いてくださいというふうな条件がついております。そういったことで、そのの工事費もかかり増しになっているというふうなことで、国道の

ほうの水路に水を入れるためのルールとかそれが国のほうで指定されます。それから、駐在所を移転する場所を変えたことによって、そちらについては町のほうでやっていただければ困るというふうなことで県警のほうの申し出があって、今回町のほうで工事をするものであります。

議長 ほかにありませんか。

1番 今の定住住宅に関連しますけれども、今の工事の流れは、変更があって追加の部分だというふうに認識しました。その定住住宅ですけれども、きのうの一般質問の回答の中に入居者を公募するというふうな形で答えがありましたけれども、駐在員の方がまだ県のほうではっきりしていないというような形です。その住宅の利用方法といいますか、はっきり町のほうでは決めていないんですか。

地域整備課長 住宅につきましては、定住促進住宅というふうな形で建築するわけですが、それによりまして、以前に舟形小学校跡地に建てました2棟の建物があるわけなんですけれども、あれと同等の建物を建てるわけです。ですから、定住促進住宅ということで家賃4万円の建物になるわけなんですけれども、そういう形で、通常は公募型の住宅というふうな形になります。ただ、前にもお話ししましたけれども、2つの駐在所が統合されたということで、1つは駐在所に入るわけなんですけれどももう1人の方が新庄のほうに生活するというふうな形もあったものですから、そこに駐在所を入れて2人がそこにいてもらいたいというふうな希望もございまして、警察とも協議しているわけなんですけれども、それが具体的にはっきりしていないというふうなことで、通常は定住促進住宅ということで、これから駐在が入らなければ普通に公募をかけて募集をするというふうな形になります。

1番 であれば、今すぐ公募するわけではなくて、県のほうの方向と駐在員の配置が決定して、その方が住むという意思があるかないかを確認してから、そういうふうに公募を掲示なりをするということなんですか。

地域整備課長 今議員が言われたように、駐在の動向がはっきりしてから公募したいというふうには考えております。

1番 一般町民からみれば、子育て支援なり定住促進住宅なりで、町では結構舟形町住みやすい形というふうな理解をされながら、移住なりを考えている人が数多くいるかと思われま。こういうふうの不透明な形の中で、事業上は定住促進住宅だと、中身は違う。これは、少しはっきり方向性をしっかりとした形の中で伝えていくような形が必要かと思えますけれども、どうでしょうか。

町長 きのも一般質問がありましたけれども、矢野課長が今答弁した中身も総合的に勘案して私のほうから申し上げますけれども、駐在所の件については、2人体制というふうなことで、日中も2人体制、そして夜間も2人体制のほうがベターではないかという要望も実はあったわ

けであります。これは非公式でありますけれども、警察の署長さんともいろいろお話しする中でなかなか難しいような感じがします。ですから、多分最終的には、もう一人の方は新庄から通うというふうになるのかなというふうに、今の段階ではそういうふうに私は理解しております。

あとは、この定住促進住宅というふうなこの定義です。45歳未満の若い方が入ると、こういう定義でありますので、もしも駐在所の方が入りたいというふうになったとしても、45歳以上であれば入れないと、こういうふうになります。ですから、定住促進住宅の条例あるいは規則等に基づいてこれから公募、そして住宅に困窮する方を優先的に入れるという定義どおりにいきたいなというふうに思っています。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2番 今回、今質問しているところが農林水産業も入っておりますので質問しますが、債務負担行為で35万円というふうな形でとっておりますけれども、そういう形で、（「ページ数は何ページになりますか」の声あり）款項がないけれども農林水産業の絡みで、米価下落に伴っての金利ゼロ%の借り入れの需要額、この辺が幾らぐらいあるのか聞きたいんですけども。

産業振興課長 米価下落に伴う融資の需要額というふうなことなんですが、11月の中旬過ぎの段階で農協さんが調べた数字なんですが、19件で2,400万円ほどというふうなことで聞いております。

2番 そうしますと、今回債務負担行為した金額というのは、その需要額に応じた形でとったというふうな理解でよろしいんですか。

産業振興課長 今回、債務負担の内容の限度額の数字につきましては、融資総額2,800万円という額の中で設定しております。

議長 ほかにありませんか。

8番 27ページになりますけれども農業振興費、この営農推進指導員賃金が230万円ほど減額になっております。この理由と。それから、一番下ですけれども、水産振興基盤整備事業の用地購入費、このことについてお願いします。

産業振興課長 最初のほうの質問の件なんですが、営農推進指導員賃金が当初計上した235万4,000円分そっくり減額上程計上しております。これは、9月の定例会のときに、同じ款の担い手等支援対策事業費のところに地域連携推進員賃金というふうなことで240万円計上させてもらったわけです。その9月のときにも若干お話ししたのですが、この業務内容も営農推進指導員の業務内容と同じだというふうなことで、この担い手のほうに経費を計上すると補助事業費、財源的にも有利だということで、9月補正で240万円をそちらに置かせてもらったわけです。支出を更訂しまして全てこの担い手のほうで支出するというので、今回農業振興費の中の賃金を削除したという経過でございます。

それから、2番目の質問なんですが、水産業費の用地購入費253万円の内容ですが、これは鮎の中間育成施設の本格的な改修・増設を来年度に予定しております。それに伴いましての用地の確保ということになるのですが、現在の鮎の中間育成施設の西側に隣接しております田になるのですが、その一面をこのたび1,265平米分を計上して購入したいという考えでございます。

8番 そうすると、前段のほうは、まず財源の切りかえをしたということですね。

この中間育成施設ですけれども、敷地をふやして改修をするということですが、主には飼育用の水槽ということになるのでしょうか。

産業振興課長 主な面的に占める割合としましては、今の質問がありました水槽の増設というふうになります。

議長 ほかにありませんか。

2番 30ページです。除雪対策費、ここでは210万1,000円、工事請負費ということで金額がのっておりますが、昨年の除雪体制を改めて今回かなり変えたというふうなことでありますが、昨年ですと、非常に我々議員にも詳しくその工区ごとの業者とか、いろんな形で配付をしていただきましたが、今回については、どのような形でこの除雪体制になったのか全然情報が入ってきておりません。この辺もあわせてもう少し詳しく我々にも配付をしていただいて、どの業者がどこをするのか、どういうふうな形で決めたのかというようなところもあわせて質問したいと思います。

地域整備課長 ことしの除雪体制ですけれども、昨年度は2工区体制で行わせていただいたわけなんですけれども、今年度は、町の建設業会と協議をしながら協力をいただくということで行っております。体制そのものは昨年と変わりなく、小型工区を入れまして11工区体制になるわけなんですけれども、建設業会から協力を得るということで、入札でなくて随意契約でことしは締結しております。それに伴って、1時間当たりの歩掛かりですけれども、歩掛かりそのものは、燃料代それから賃金の上昇により若干高くなっております。ただ、昨年度行った1時間当たりの単価以外のもろもろの条件を下げてやってもらうということで、協力をいただいております。それに伴って、昨年と同じような状況の回数を出た場合は、若干安くなるというふうな積算をことしは見ております。建設業会の協力を得ることによりまして、道路の見回り、そういうものが昨年度よりはよくなってくのではないかなというふうに考えております。

議長 若干休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

議長 それでは再開します。（「工事請負についての答弁がありませんけれども、この金額についての」の声あり）

地域整備課長 そういった一つ一つでなくて、ロータリーの馬力ごとに一応把握しております。

ロータリー車は300馬力、それから250馬力、130馬力の3タイプがございます。あとドーザーが11トン級ということでなっております。昨年、300馬力の……。 (「210万の」の声あり)

済みません。210万1,000円の内訳ですけれども、この工事請負費は、堀内川端線の消雪道路があるわけなんですけれども、その消雪のパイプが泥等によって詰まっているというようなことで水が上がらない状況になっておりました。それに伴って、その洗浄するための工事費としまして210万円というふうな金額になっております。パイプそのものはほとんど目詰まりの状態で、もう水がほとんど流れない状況になっていましたので、そのための工事費です。

2番 直接町のほうで把握しているかどうかはちょっとわかりませんが、先ほどの回答の中では、業者対町の中では若干下がったような回答のようでありましたが、結果として実際に働いてくださっている方々への対応というのは、町で把握している限りで結構なんですけれども、前年から見れば下がるのか、現状維持なのか、上がるのか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

地域整備課長 随意契約といいましても、業者対使用者というふうな形になるわけなんですけれども、それぞれの会社におきまして賃金の体制は若干異なっているようでございます。ある程度どの程度の賃金を払うんですかというような確認をしているわけなんですけれども、それは業者間によってみんな違うということではなかなか教えてもらえないような状況でございます。ただ、昨年並みの賃金は払うよというようなことで言っていますので、昨年とは変わらないような形になるのではないかなというふうに思います。

2番 実際除雪をしている方々の話を聞きますと、非常に上がったというふうな話はなかなか聞けない感じなんです。そういった中で、やっぱり実際に働いている方々への恩恵というのも少しはあってもいいんじゃないのかなというふうに感じますので、もう少し役場のほうでも調査をしていただいて対応をよろしくお願ひしたいと思います。

総務課長 今の件でございまして、除雪経費のシミュレーションというふうなものを担当課のほうでつくっておりますけれども、時間が許すのであれば、本日の全協で担当課のほうから、最後のところで資料を提示して説明をさせたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 同じく除雪対策費ですけれども、堀内川端線が消雪が復旧するということで、それは除雪にならず消雪道路で対応していくということで認識しました。

それと、除雪費が毎回質問があるように年々経費が上がっている中で、昨年度も除雪の作業中マンホールがひっかかって、新車の除雪自動車が台座ごと曲がっていったというふうな事故等があったかと思ひます。今回この除雪を発注するに対して、マンホール関係、道路の維持の

関係の改修・改善はどのように計画されたんですか。

地域整備課長 町全体でマンホールの箇所が相当数あるわけなんですけれども、毎年マンホール周りの道路が下がるというふうな状況でありまして、全体をことしの除雪に間に合わせるというふうな形にはできない状況でございます。ただ一部、特にひどい部分等につきましては、マンホールの周りを舗装して修繕を行っている状況でございます。全体をするとかなりの費用がかかるものですから、順次直していくような段取りで計画しております。

1番 新しく購入した除雪機が、マンホールによって破壊はされないものの、かなりの大打撃で修繕費が加算してくる。その修繕費を、去年の段階だと、会社持ちか、業者持ちか、それとも町持ちかというふうな形で協議されたかと思います。今回は請け形が変わったところで、まずもっているいろんな形の中は町のほうが多く負担するような形になっていくのではないかなというふうに思いますので、要するに、除雪に入る前の道路の維持管理者は町であるわけです。水道管を布設した後の対応策もまだまだなくて段差が激しくて、軽トラックだったり乗用車さえもそれこそタイヤが吹っ飛んでいくくらいの段差があるところもあります。一昨年来まで凍上災で結構復旧はされたものの、まだまだ復旧されていない箇所が多くあります。その復旧箇所の対策に関してはどのように考えておられるのですか。

地域整備課長 舗装が傷んでいる道路等につきましては、今、社会資本整備交付金事業によりまして舗装修繕の対象になっていきますので、それに対応している箇所が数カ所ございます。そういうような事業を利用しながら、特にひどい箇所は補修修繕とともにマンホール周りもやっていきたいというふうに考えております。

1番 今の課長の答弁では傷んでいる箇所という言葉ですね。これは自然的に傷んできたというふうな形かと思います。私が言っているのは、それもしかりですけども、水道管布設工事で、今の時期に管を布設して舗装したところでしっかりした形にはなるわけないわけです。仮舗装というふうな形でやったわけです、一昨年、去年、おととしかな。その工事の箇所が今時点でまだそのままの状況で、段差がだんだんひどくなっていても、放置されたままです。そういう箇所、それは傷んだ箇所ではなくて工程の段階ではないですか。そういう箇所の対策はどのようになっているんですかというふうな形で、お伺いしたところでした。

地域整備課長 今現在、小松水源地から沖の原地区について水道管の入れかえを行っているわけなんですけれども、水道管を入れかえた箇所については、大体1メートル50ぐらいの幅で入れかえていると思うんですけども、それは仮舗装でございます。全体的にできた段階でその部分を本舗装というふうな形になるわけなんですけれども、特に余りひどい場所については手直しをかけて通行に支障ないような形に持っていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって歳出の第6款農林水産業費から第10款教育費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第4 議案第57号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議長 日程第5 議案第58号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 63ページ、工事請負事業の内容をお聞かせください。上のほう、748万8,000円。

地域整備課長 簡易水道事業の管理事業の中身ですけれども748万8,000円、これは光熱水費としまして各水道施設の電気料がかかるわけなんですけれども、その不足分としまして400万円、それから工事請負費としまして定住促進住宅の水道管布設工事としまして180万円ほど、それから内山長尾線の道路改良工事を伴っての水道管布設ということで160万円ほどで、348万8,000円の工事費がかかります。それをトータルしまして748万8,000円というふうな金額となっております。

1番 それはわかりました。

それでは、下段の第2簡易水道生活基盤近代化事業の工事請負の内容をちょっとお聞かせ願いますか。

地域整備課長 この内容につきましては、測量委託料と工事請負費がそれぞれ相殺されているような形になるわけなんですけれども、上の第2舟形簡易水道生活基盤近代化事業、これは石綿管の入れかえ工事を行っておるわけなんですけれども、現在、真木野・新堀地区を行っております。測量委託料が80万円減になったことに伴いまして、工事請負費のほうに80万円を回しております。

それから、下の簡易水道再編推進事業でございますけれども、これは今小松水源地から沖の原地区に管を入れたわけなんですけれども、その管の入れかえ工事でございます。同じく測量業務委託から190万円が減になって、工事請負費に190万円を入れるという形になります。

両方とも補助事業でございますので、できるだけ早く終わらすというふうなことで、そういう入れかえというふうな形になっております。

1番 小松地区の今工事が進んでいるわけですけれども、雪が降ってきて冬期間あそこに通うのも大変な工事になるかと思えますけれども、しっかりと負担のかからないような工事で進めるように指導すればと思います。

それと、その第2簡易水道の今改修工事をやっているわけですけれども、あの井戸を前に移設するというふうな計画をなされたことも聞いておりますけれども、かなり水質がよいということで移設はしないで改修するというふうなので今現在改修されておりますけれども、道路が一方通行で寸どまりな状況であるわけです。改修とともに維持管理をするために、高規格道路のほうの側道から今冬場は歩いて通っているような状況でやっております。当面そこからも通えるような形の中で、一方通行じゃないような行きどまりじゃないような。第2水源地といえればかなりの供給量があるわけです。それを一朝有事何かあった場合には回ってこの管理に行けるような道路整備をするべきではないかと思えますけれども、そこら辺も踏まえて今後計画は考えておりませんか。

地域整備課長 今議員が言われるように、実際冬期間になると大変な水源地でございます。やはり道路としまして一方通行じゃない通り抜ける道路というふうなことで検討すべきかとは存

じますが、改良しますとかなりやっばりお金もかかるというふうなことで大変だと思います。ただ、圃場整備が現在進行しているわけなんですけれども、圃場整備とあわせて何らかの対策がとればいくなというふうには感じております。高規格道路のほうに抜けて行けるような道路がやっばりできれば一番いい計画ではないかなというふうには、私個人としては思っております。そういうことで、何かいい方法で道路改良ができるように今後検討していくような形にしていきたいというふうには考えております。

議長 ちょっと休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

議長 再開します。

1番 ありがとうございます。今、要するに通年通しの管理体制が必要な大切な水道水なわけです。今現在、沖の原の上のほうから、雪があるから側道を歩いているわけじゃないかもしれませんが、今現時点、町の除雪がその道路まで来ていないわけです。ある方が、高規格道路のカルバートまで除雪になっているものだから、そこが一番近いというふうな形の中でそこまで入ってきて、そこから水道に近い距離の中での冬場の管理というものをなされているような形です。側道があって、側道が切れているところから簡易水道までの距離は、直線的に言えばもう100メートル何がしかなというような状況ではあります。そこを改修することによって通年通れるような管理道路ができるのではないかと思いますので、先ほど課長が言われたとおりに、新しく本線を浄水場まで入れるための管布設は29年度に計画されているかと思っておりますけれども、そちらのほうの計画もぜひともやって、管理体制のほうをしっかりと計画していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

地域整備課長 やはり命を守る水というふうなことで、今言われるように道路がないとやっばり管理するにも不便でございますので、できるだけ道路改良を進めるような形で検討してまいりたいと思います。

4番 それでは、62ページの水道施設費の測量設計委託料80万円の減、プラス工事費80万円、その下の項目の測量設計委託料190万円、工事費190万円と。これは工事をする際に必ず必要となるのが測量設計だというふうに思うんですけれども、それをせずに工事をできるという、それは不可解に思うんですけれども、これはどういう理由なわけですか。

地域整備課長 工事をするために設計は当然必要になってくるわけなんですけれども、この減額のやつは、測量設計で請負差額が出たものですから減額というふうな形になるわけです。それを工事費に回したというふうな形になるわけなんですけれども、設計そのものはその段階で全部できているわけです。工事には支障ないというふうな形になってくるわけなんですけれども、

そんなことで、全体の測量設計をでかしまして、入札で請負差額が出たものですから工事のほうに回したというふうな形になっております。

4番 今の説明ですと、要するに、設計業者さんがこの80万円あるいは190万円プラス分の設計業務委託料はおまけでやってくれたと。だから浮いたので、工事費をそれに上乗せしていったと、そういうことなんですか。

地域整備課長 済みません。当初、第2舟形簡易水道生活基盤近代化事業の設計委託料は290万円ございました。それで、入札をかけた段階で80万円下がって210万円で委託料を請け負っているわけです。そこで全体の計画を設計しますので、工事請負費80万円をふやしたわけですけれども、その80万円も入っているような設計になっているわけです。ですから、全体の設計ができているものですから、それを入れかえしても支障ないというふうな形になります。

4番 ですから、浮いた分を、まず業者さんの努力によって少し上乗せ工事ができたということなんですよ。ですから、要するに、本来すべき工事を入札したら設計業務委託料が浮いたわけですよ、それで新たにまた工事区間をふやしたということでしょう。ふやした分の工事区間の設計業務委託料というのはないわけですよ。追加して入ってきたということなわけですか。

地域整備課長 設計そのものはふえてきた分も含まれての設計になっておりますので、工事がふえたからといって、最初の委託料でその分も含まれた設計が組まれていますので支障ないというふうな形になります。

議長 ほかにありませんか。

9番 55ページ、歳入のほうです。これ事業収入200万円とあるんですけども、ちょっと金額が大きいので、例えば滞納が入ったとかなんとかそういうのがあるんですか、ちょっと説明をお願いします。

地域整備課長 61ページのほうに歳入としまして200万円、水道使用量として上がっております。この収納分です。

9番 では、これは水道使用量がふえたということですね。

地域整備課長 ふえたというようになります。

議長 ほかにありませんか。

1番 今の点で、同じ形で、水道使用料がこのくらいふえるということは、供給する場所がふえたからふえたのですか。

議長 ちょっと休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 済みません。水道事業収入としまして当初見込んでいた金額よりも200万円多くなる見込みが立ったものですから、その分の追加というふうになります。

1番 そうすると、当初の見込みよりも200万円ふえたということは、舟形町全体で水道の総使用量が多いということの関係でこの200万円という大ざっぱな数字が出たというふうな形なんですか。

地域整備課長 当初予算を設定する段階で前年度の繰越金等も見ながらするわけなんですけれども、最初から多く見るということもできないものですから、ある程度の見込みで予算を置いているわけです。事業収入につきましてもその見込みで置いているものですから、最終的にこのたび200万円というふうな補正になったわけなんですけれども、当初の予算を置く段階での見込みがちょっと少なかったかなというふうに思います。

1番 水道の会計の締めが年度と同じような形で、今の12月段階をもって水道徴収料を当初の予算から見ると200万円ぐらいもっと集まるだろうというふうな予測でこの数字が出たのかなというふうな解釈でよろしいかなと思うんですけれども、余りにもきちっと二〇〇ですので、この内訳がちょっと理解しにくい面があったので悩んでいるところであります。恐らく月計算でいくと、最後の会計締めでそのくらいはふえるだろうというものを、この補正で収入というふうな形で上げているのかと思います。

若干質問が同じ形の中で、水道の収入がふえるという形ですけれども、供給区域、きのうの一般質問でもちょこっと触れましたけれども、だめか。わかりました。

総務課長 今の水道料の収入についてでありますけれども、先ほど矢野課長が言ったように、当初の段階ではかたく予算を見積もっております。昨年の決算が1億1,400万円ぐらいになってまして、その月々の見込みが立って、今の段階でこのくらいの収入があるというふうなことで、それから歳出のほうで必要なお金が出てきたということがあって、今回事業収入として200万円を予算的に計上したというふうなことで、その金額は収入として割れることがないだろうというふうな見込みのもとに、3月末までの見込みを出して計上しているというふうなことになります。

議長 ほかにありませんか。

3番 今予算の計上の話が出たので、62ページの管理費の右のほう、63ページのほうの先ほど1番議員から質問がありました光熱水費400万円計上上がっていますが、これについては当初1,200万円計上していますよね。そうしますと、この1,200万円はもう使っちゃったと。この400万円というのはいつからいつの分を見込んで、こっちを見ればいいのか、400万円と計上しているんですか。

地域整備課長 1,200万円の予算の使用済額はまだ残っているわけなんですけれども、それは、各

水道施設の電気料につきましては結構かかるものですから、今後、12月以降400万円を追加してないと足りなくなるというふうなことで400万円を入れまして、1,600万円の光熱水費を見込んだというふうな形になります。

3番 そうしますと、これはかたく見積もって当初1,200万円予算計上して、月100万円の予算で見て、それを使っちゃったので、これから4カ月また100万円ずつかかるだろうということで計上しているんですか。先ほどの総務課長の話、予算をかたく見ているという話で、それはかたくはいいんですけども、1,200万円見込んでおったものをプラス400万円ってかなり数字的に大きいと思いますけれども。

総務課長 昨年の25年度の電気料の決算額を見ますと1,349万5,000円になっております。そういったことで、当初の段階では歳入もかたく見積もらなければならないのですが、それに合わせて歳入歳出予算はイコールなので、こういった不合理なところも出てきますので、水道の使用量でも変わりますので、そういったことで若干ここについては少なかったというふうなことがあります。それから、今回大きく出ているのは、一般会計の電気料も若干ありますけれども、原発の関係で電気料金が上がっています。そういったことで、金額がでかいところについてはその割合としてでかくなっていくというふうなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

4番 済みません。もう一回だけちょっと、先ほどの施設費の測量と工事の関係について。これは入札の仕方にもかかわってくるかと思うのもう一回聞きますけれども、わかりやすく、この1の項目で80万円ほどの測量委託料というのが浮いたわけですね。そうしたら、これは80万円分がどこかに歳入として入ってくる予定の金額なわけですね。でも、その浮いた分で新しい工事をしようと思ったら80万円の工事ができるから、工事をやっただったら、その80万円分の工事をするための測量設計業務委託料というのはどこにあるのかということなんです。それは、浮かせた分の最初の入札のときの委託料分にもう入れてあったという課長の答弁なんです。だから、それではおかしいでしょうと。もう浮くだろうから、追加分の工事の測量設計委託料も含めて1回目の測量設計を委託させていますというような感じに聞こえるわけです。そういうような業者の使い方というか、あるいは入札の仕方なのかなと。もう浮く分も含めて測量設計業務委託料というのを業者にお願いしているような町の対応なのかなとそういうふうに思うものですから、これはどうなっているんですか。

地域整備課長 工事請負費につきましては80万円ふやしているわけなんですけれども、変更で見て80万円ふえたかそういうふうな形だとは思いますが、測量業務委託はある程度事業をするための全体の測量設計を組むわけなんですけれども、工事につきましてはその設計に基づいてしているわけです。ただ、その中で変更が生じるものが出てくるわけなんですけれども、その変更に伴って80万円がふえているものですから、ちょうど80万円減額した分は変更に戻すよ

というような形で予算の入れかえをしたというふうな格好だと思うんですけども。

議長 若干休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

議長 では、再開いたします。

地域整備課長 大変済みませんが、今言ったように、全体事業が1,000万円としますと、1,000万円の測量設計を委託するわけです。その中で測量設計が請負差額が出てきたというふうな形で工事費に回すわけなんですけれども、工事費はその1,000万円の事業費のうちに入っているわけです。80万円も入っているような形になるわけですので、全体の区域は変わらないというふうな形になります。ですから、測量設計が減った分、工事が80万円ふえた分、その分の測量設計が我々にかかるというふうな形ではなくて、全体でもう見ているというふうな形になります。

議長 4番議員いいですか。（「はい、わかりました」の声あり）ほかにありませんか。

1番 この第2簡易水道事業ですけれども、水道の使用量がことしふえて予算が変更になったことの理由を説明していただきました。水道の使用に関して、区域外に使用している人で水道を引っ張りたいたいといった場合には許可するものなのでしょうか、単純にできませんと断るものなのでしょうか。

地域整備課長 簡易水道事業をする段階で区域を指定しております。ですから、その区域を新たに設定するのはできないような状況になっておりますので、新たに水道を引くという箇所については全体の簡易水道事業をまた見直しをかけてやっていくというふうな形になります。

1番 きのうの一般質問でもちょっと触れましたけれども、第2水源地小松から原田山に上がって供給されているわけですけれども、この区間、1軒空き家になっている佐藤さん宅には水道が入っているわけです。だけれども、その上り坂の途中に鮎川さんという福島で被曝された方が今ハウスを建てて、舟形町で農業を展開してやっていると。金山でやっていたのですけれども、今回からは舟形町でやっていると。そこで、加工施設の加工業務をやりたいというので、町の指定業者さんのほうに公営の本線があるはずだから、そこから水道を出すことは可能だべかというふうな話をしたところ、工事的には可能だと。しかしながら、本人が町のほうに打診したら、供給外ですので水道を出すことはできませんというふうにお断りいただいたというふうな形でした。その後は、進捗しない状況の中で、結局町外の場所で加工をするというふうな形ですけれども、いろんな経緯があるわけですけれども、今後いろんな形の中で工場なり農業展開していく中でどうしても水道が必要だと、6次産業を進めている当町の中でも、こういうふうなところを変えてでも振興対策に協力するという方向性はないのですか。

議長 若干休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

議長 それでは再開します。

地域整備課長 先ほど言いましたけれども、鮎川さんが今住んでいる箇所につきましては、簡易水道事業区域外というふうな形になっているものですから、水道本管が近くにあってもそこに引っ張ることができない状況でございます。全体の簡易水道事業を見直しをかけて新たに認可を受けるというふうな形をとれば、そこで認めてもらえれば引けるというふうな形になるわけなんですけれども、新たな認可を受けるために全ての事業を見直して委託をかけてやるものですから、かなりの費用がかかるわけです。ですから、その辺を町としてどういうふうに持っていかというふうな形になると思うんですけれども、なかなか難しい状況ではあると思います。

1番 その鮎川さんのみならず、いろんな関係で農業を、起爆剤として町を活性化するために6次産業ということに関して、町長もかなり強く前向きな方向で進めているわけです。今自分の保有する農地の中でハウス、例えばプレハブ等を建てて、そこで加工をしたいけれども、水道が引っ張れないというふうな悩みが出てくるものも今後考えられるような感じがします。そういうふうなものに対しての対策としても、いろいろ今後、範囲を拡大する協議、改正するのに相当の経費がかかるというものをちょっと理解できないわけですが、そこら辺を今後整理しながら体制を変えていく方向性もちょっと必要なのではないかとというふうな考えがあるわけですが、今後の計画的にそういうものも対策として検討していただければと。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声がありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第59号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 わかりました。挙手多数です。議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第7 議案第60号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 86ページ、87ページの修繕料773万7,000円とありますが、その内容について質問します。

地域整備課長 修繕料の中身でございますけれども、施設の中のスクリーンユニット修繕、ゴミをとるスクリーンユニットでございますけれども、その修繕が大体570万円ぐらいかかります。それから、脱臭機修繕が130万円ほど、あと高圧気中開閉器修繕が60万円ほどかかりまして、773万7,000円ほどの修繕料というふうになります。

2番 回答の中の3つの修繕について、1つは、当初、経過年数から考えてくれば壊れるだろうというふうなさまざまな予想といたしますか、できなかつたのか。まるきりこういった今回の3カ所の修繕については、想定外の突発的な内容なのかをお聞きします。

地域整備課長 修繕につきましては突発的な中身というふうな形になるわけなんですけれども、この建物そのものも経過年数がたっているわけでございます。大体、中の施設のそういうふうなもろもろの機材につきましても、経過がたつことによりまして修繕は当然必要になってくるわけなんですけれども、通常13年周期ぐらいで交換というふうな形を見ておるといふこととでございます。まだ13年はたっていないのですけれども、そろそろやっぱり全体的に修繕に

ついて見直しをかける時期が来ているというふうに感じます。

2番 そうしますと、来年以降についても、壊れたらこのような形で補正で組んで修繕をしていくというふうなスタンスで今後とも考えていくというふうな理解でいいんですか。

地域整備課長 今現在、そういう修繕につきまして長期的な計画を立ててもっていかうとしております。県でもそういうふうな計画を立てるというふうな形で言っているわけなんですけれども、山形県全体で公共下水道、農業集落排水を持っている地区があるわけなんですけれども、なかなかまだ計画を立てている箇所がないということで、舟形町はその動向を見ながら計画を立てようとしているわけなんですけれども、ただ、今言われたように修繕料がかなりかかってくるものですから、舟形独自でもそういうふうな長期的な計画を立てて修繕のやっっていく段取りをとっていかなければならないのではないかなというふうに感じております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をいたします。

あしたは午前10時より再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時54分 散会

平成26年12月 5 日（金曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成26年舟形町議会第4回定例会第3日目

平成26年12月5日（金）

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会委員長 佐藤 順子
総務課財政管財班長 小野 芳喜	選挙管理委員会書記長 中山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

- 日程第1 議案第61号 舟形町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第2 議案第62号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第3 議案第63号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第4 議案第64号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第65号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第66号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 発議第6号 米価下落対策等に関する提言書の提出について

日程第8 委員会付託の審査報告

請願第6号 農協改革に関する意見書の提出についての請願

追加日程第1 発議第7号 農協改革に関する意見書の提出について

日程第9 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会

文教民生常任委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 おはようございます。ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

日程第1 議案第61号 舟形町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定について

議長 日程第1 議案第61号 舟形町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第62号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定について

議長 日程第2 議案第62号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定についてを議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第63号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第3 議案第63号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第64号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第4 議案第64号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第65号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第66号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 今説明がありましたが、新旧同じ42万円だということで、経過措置も心配することはないという話でしたが、そうしますと、この「必要があると認めるとき」と、この条項はどのような意味なんですか。全て42万円いただけるということなんですか。

税務福祉課長 新旧対照表のほうに出てきます、「必要があると認めるとき」というふうなことの加算金なんですけれども、この3万円につきましては、先ほど説明いたしました42万円の中に産科医療補償制度に伴う掛金が含まれております。その変動に伴いまして、3万円から今回は1万6,000円のほうに引き下げになったというふうなことでございまして、その金額の変動があった場合についてはまたさらに改正というふうなことになるかと思えます。掛金は常々変動することが予測されますので、3万円の範囲内であればよろしいのですけれども、まずは1万

6,000円というふうな金額を定めている関係で、またその金額が変われば、また再度条例を一部改正を提案したいというふうに思います。

済みません。ただいまの補足をいたします。

この産科医療補償制度につきましては、産科をする施設について、その補償制度に加入しているところの病院で出産した場合は加算されます。ですが、そのお産をするところの医療機関でその制度に準じていない場合、掛金を納めてその体制を整えていない場合については、この掛金のほうは要らなくなりますので、本来の出産費用だけの支給になります。

3番 そうしますと、「必要があると認めるとき」、その条件というのは掛金によって変動すると。総額42万円なんだけれども、そういう掛金の関係で、39万円もらえる人と40万4,000円もらえる人の差が出てくるということなんですか。総額42万円ももらえないんですよね、その掛金の制度の取り扱いによっては。

税務福祉課長 そういう場合もありますけれども、ほとんどの病院が今産科医療補償制度のほうに加入しているというふうなことの全体としての、この条文につきましては国のほうからおりてきた内容でございますので、そういうふうな内容で解釈をしていただきたいというふうに思います。

3番 国からおりてきたからこれですよというんじゃなくて、ちょっとわからないので聞くんだけれども、みんな同じように42万円もらえるのかと、そこだけなんです。その必要があると認めたとき云々というのは、もらえない人もいて、差があるんですか。みんな一律に新旧同じ総額で42万円なのでみんなもらえるんですか、そこだけです。

税務福祉課長 この出産育児金につきましては、42万円定額になります。今時点でも出産をして42万円までいかない方については、町のほうでその差額分を本人のほうにお返ししているというふうな状況です。還付をしております。ですから、お産をした場合については42万円定額をいただけるというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

4番 それでは、同じ内容になるかと思えますけれども、質問いたします。

妊婦さんがほとんど医療機関にかかって出産されるわけですがけれども、例えばこの産科医療補償制度に加入している医療機関を選択した場合としない場合の2ケースが考えられると思うんです。仮にその医療制度に参加していない医療機関を万が一選択して出産した場合、その場合でもまず42万円は受けられると、後で還付されてくるということですよ。そうした場合に、この参加している医療機関を選んだ妊婦さんと参加していない医療機関を選んだ妊婦さんと、この違いはどこに出てくるんでしょうか。要するに補償が違うとか、何か違ってくるわけですか。

税務福祉課長 ただいまの件につきましてはなんですよけれども、その違いというふうなことでございますけれども、お産につきましては相当のリスクを背負うわけですよ。ですから、まずはそう

いうふうな補償制度がある医療機関を選んでいただきたいというふうなことが前提にあります。

42万円定額でございますので、その差額分について医療機関のほうでお産をした場合に、今の医療の費用からすれば42万円を超えている方がほとんどでございます。そんな中で、その差額分については、まずはその自分の自己負担のほうに反映されているというふうに理解しております。

4番 わかりました。その点はわかりましたけれども、そうしますと、この産科医療制度というのは、何を補償してくれる、妊婦さんにとって何のメリットがあるかということを質問したいと思えます。

税務福祉課長 産科医療補償制度につきましては、分娩に関係して、その分娩によって脳性麻痺であったりとかそういうふうな症状を伴うお子さんが出産された場合、保護者にとっては大変将来的なことを予測すればお金もかかるし気苦労も大変かと思えます。そんなことで、それを補償するためにお金というふうなことになるんですけれども、まずは一時金として600万円を支給します。あとは20年にわたって年間120万円ずつ、それで、全体で3,000万円の補償金というふうなことになっている状況でございます。以上です。

4番 そうしますと、これは妊婦さんが舟形の保健婦さんに相談されたりするんだと思うんですけれども、お産をする際に、こういった補償制度のあるところがほとんどだけれども、仮にない場合はこういった補償制度が受けられませんよという説明なり周知なりはされているのでしょうか。

税務福祉課長 町からもまずはしていきたいというふうに思いますけれども、あとは病院のほうで、お産をするまでには10カ月、病院のほうに検診等いろいろ通うわけです。その中でそういうふうな指導も受けておりますし、それから、あとはお産に際してやはり町のほうでお産をする前の研修なりそういうふうなことがありますので、その際にも説明をしているかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第6号 米価下落対策等に関する提言書の提出について

議長 日程第7 発議第6号 米価下落対策等に関する提言書の提出についてを議題とします。

8番 (朗読、説明省略)

議長 それでは、ただいま8番八楯議会運営委員長より説明、朗読がありました発議につきまして、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会付託の審査報告

議長 日程第8 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第6号 農協改革に関する意見書の提出についての請願。

請願第6号について、叶内総務振興常任委員長に報告をお願いします。

総務振興常任委員長 平成26年12月5日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、請願第6号。付託年月日、平成26年12月3日。件名、農協改革に関する意見書の提出についての請願。審査結果、採択。以上であります。

議長 請願第6号 農協改革に関する意見書の提出についての請願についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第6号を採決します。請願第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって請願第6号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

ここで、文書作成、配付のため、15分間休憩させていただきます。

午前11時04分 休憩

午前11時21分 再開

議長 それでは、再開します。

お諮りします。ただいま意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第7号 農協改革に関する意見書の提出についての請願

議長 追加日程第1 発議第7号 農協改革に関する意見書の提出について議題とします。事務局、朗読。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第7号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第9 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第9 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成26年12月5日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告をいたします。

記 日時、平成26年11月5日、6日。

目的、集落営農の取り組みについて。

調査の内容。

(1) 岩手県奥州市、「農事組合法人 原体ファーム」

当法人は、平成6年から実施した県営担い手育成基盤整備事業がきっかけであり、平成11年には機械の共同利用を図り、地域農業の受け皿になるための農業組織「原体営農組合」を設立した。その後、中山間地域直接支払制度を利用し、機械、施設の整備を行い、水田を中心とした農業経営を目指し、小作契約による農作業の受託を行うことを目的に、集落72戸の参加で平成14年に農事組合法人が設立された。

平成17年には、米粉を利用した米パンの製造販売施設「夢の里工房はらたい」を開店させ、地域の方々の好評を得て経営も順調に推移しており、今後は、餅加工部門の製造・販売を本格化させたい考えであり、従業員の地域雇用にも貢献している。

組織の概要は、組合員73名、利用権設定農地47ヘクタール、農作業の受託農地22ヘクタールで、水稻のほか大豆、アスパラ、ピーマン、ブルーベリーなども手がけております。また、米・大豆の乾燥施設、米粉パン、ジャムなどの加工施設も管理をしております。

今後、本町での取り組みを検討する際、当法人の理念である「農地を守り、生産性を向上させ、自然豊かな環境を守ること」を念頭に置き、地域農業の受け皿として組織づくりを考える必要があると感じました。

(2) 岩手県盛岡市、「農事組合法人となん」

平成18年に都南地域営農組合を設立し、翌年から実施された品目横断的経営安定対策に加入して本格的な集落営農組織として活動を始めた。平成23年には、米粉米の取り組みを開始し、製麺所との共同開発、生産に着手している。

その後、農家の高齢化、後継者不足など、地域農業が抱える諸問題の解決を図り、地域農業を次世代に引き継ぐ役割を果たしたいという経営理念のもと、平成25年に「農事組合法人となん」を設立した。

当法人の経営概要は、組合員944名、経営面積、水稻、食用で876ヘクタール、米粉用作付37ヘクタール、小麦38ヘクタール、大豆6ヘクタールで、県内でもトップクラスの大規模経営組織である。組合員の米販売代金については、農事組合法人の口座に入金され、各個人には作業料金、秋、冬と管理作業料金が支払われる仕組みとなっている。

また、当法人では、営農活動のほかに「生活活動」と称して、高齢者対象事業や次世代育成事業として学童農園活動、小学校の出前授業などにも取り組んでおり、地域の環境、文化を継

承し、豊かな地域社会づくりを目指して活動している法人であります。

舟形町でも農家の高齢化が進み、農作業の委託希望者が増加し、当法人と同様な課題が山積しております。今後、本町で組織づくりを検討する場合、地域の事情を勘案し地域との十分な協議を重ね、地域住民の要望に沿った運営体制を構築する必要があると感じました。以上であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定しました。

続きまして、文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成26年12月5日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので報告いたします。

期日、平成26年11月6日木曜日から7日金曜日にかけて。

視察先、社団法人東北福祉会せんだんの杜、宮城県仙台市。社団法人ライフ・タイム・福島、福島県福島市。

研修内容・所感。

社団法人東北福祉会せんだんの杜。

理念、住みなれた地域で、これまでの家族関係や近隣関係、友人関係を保ちながら生活が送られる支援のあり方を目指している。

経営、東北福祉大学の関連法人の一つとして設立された社団法人東北福祉会は、大学が標榜する「これからの福祉のあり方」を世に問う実践施設として数多くの施設を運営している。

所感、社会福祉法人は数多くの運営が可能であることが理解できました。当町にも多様なニーズがあり、今後検討を行い、実施できるよう進めていくことが大切と感じました。

社団法人ライフ・タイム・福島。

理念、高齢者の自立支援、利用者主体性のサービス及び利用者尊厳の介護。

特徴、安全・安心・ほほえみの介護事業の中に、24時間訪問看護事業・夜間対応型訪問介護事業にテレビ電話を活用し、双方向で安全・安心を高めている。

食事宅配サービスも実施しており、弁当ではなく普通の食卓に近い食事の提供を行っている。

所感、介護事業の先進的な取り組みを実践している社会福祉法人です。在宅での介護支援が充実していました。当町でもニーズを把握しながら、24時間訪問看護事業・夜間対応型訪問介護事業について検討を進めることの必要性を感じてきました。

以上、報告します。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て議了いたしました。町長よりお礼の申し出があります。お受けします。

町長 それでは、一言御礼申し上げたいと思います。

まず、先ほどは議事案件で不正確な資料の配付がありましたことを、心からおわび申し上げたいと思います。

さて、12月3日からきょうまで、3日間にわたっての12月定例議会であります。ご提案申し上げました13議案について、満場一致決議賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

さて、このたび衆議院が解散いたしまして、今月14日投開票がされるわけであります。このたびの解散、アベノミクス解散と名づけられたようであります。

ただ、国の経済対策であります、いつの時代でも都市部の恩恵が優先されまして、地方の経済が活性化する実感がほど遠い格差の時代が続いております。この課題を解消するためには、雇用の創出、地方農業振興の促進、あるいは人口減少対策、子育て少子化対策など、地方が元気になるような思い切った政策づくりを最優先に取り組んでいただきたいと思います。

そのような状況の中で、今、国では、来年度の予算編成に向けてそれぞれの分野で予算折衝

が始まっておりますが、町でもこの12月は、平成27年度の予算要求時期になります。当面する町の課題、あるいは第6次基本計画、過疎計画に基づくこれを具現化するための編成に当たっては、国あるいは県の動向、情報を踏まえながら財源の確保に努めてまいりたいと思います。

さて、ことしは、舟形町が町制施行60周年を迎えた年でありました。人口減少社会あるいは少子高齢化の時代に対応するため、この60年を大きな節目にして、今求められております地方創生計画、あるいは定住自立圏構想をはじめとする将来展望を示す人口ビジョン、あるいは総合戦略の策定など、新たな政策づくりにこれから取り組んでまいりたいというふうに思いますので、議員の皆さんにさらなるご指導・お力添えを賜りますよう心からお願い申し上げたいと思います。

なお、今議会におきまして、議員の皆さんから賜りました、米価下落対策等に対する提言などをはじめ、新たな発想やあるいは創意工夫の建設的な意見・要望などもあったわけであります。これから課長等会議あるいは農業者団体などと協議するとともに、緩急性というふうなものを重視しながら取り組んでまいりたいと思います。

さて、早いもので、ことしもあと残り20日余りとなりました。町民の皆さん、そして議員の皆さんにおかれましては、よい年を迎えられまして、来るべき平成27年のご健勝で実りのある幸多き年でありますよう心からご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、平成26年第4回舟形町定例会を閉会いたします。長時間の慎重審議、ご苦労さまでございました。

午前11時43分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 佐 藤 広 幸

署 名 議 員 八 鍬 太